

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	45
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	45
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	45
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	45
第 2 節	監視指導業務	45
第 1 節	第 1 監視指導	45
第 2 節	第 2 収去	66
第 3 節	第 3 G L P	67
第 3 節	食品衛生管理者	68
第 4 節	輸入食品対策	69
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	69
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	70
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	81
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	83
第 5 節	食品中の放射性物質対策	85
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	85
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	86
第 6 節	牛乳衛生	87
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	87
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導班	87
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	88
第 7 節	農畜水産食品衛生	89
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	89
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	89
第 3 節	第 3 ふぐ	89
第 4 節	第 4 食鳥検査	94
第 8 節	食品汚染対策	95
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	95
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	99
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド ( T B T O ) 等汚染調査結果	103
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	106
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	115
第 6 節	第 6 汚染米調査	121
第 9 節	食品表示法 (品質事項・保健事項) 及び健康増進法に基づく食品表示対策	122
第 1 節	第 1 食品表示法 (品質事項) 等に基づく表示の適正化	122
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	123
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	124

第 4 健康増進法に基づく表示の適正化	126
第 10 節 食品衛生自主管理認証制度	127
第 1 制度の概要	127
第 2 平成 28 年度の主な取組	127
第 11 節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度	128
第 1 制度の概要	128
第 2 平成 28 年度の自主回収情報の公表	128
第 12 節 東京都における「食の安全」普及啓発事業	129
第 1 食の安全に関する相談	129
第 2 衛生展、街頭相談等の開催	129
第 3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	130
第 4 食品衛生講習会	131
第 5 食の安全都民フォーラム	132
第 6 その他の都民向けセミナー	132
第 7 インターネットによる情報提供	133
第 13 節 その他の事業	134
第 1 シアン化合物含有豆類の処理状況	134
第 2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	135

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可事務（平成28年度）

#### 第1 食品衛生法関係

##### 1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

##### 2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の

特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

#### 第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

### 第2節 監視指導業務

#### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成28年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その1)

		総計	( 規 第(1) 定 五 食 す 十 品 る 二 衛 営 条 生 業 に 法 計 )	飲食店営業							
				小計	ホ 旅 テ 館 ル・	キ ヤ バ レ ー ・	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋
27 年 度	全都	500,800	297,617	191,591	1,788	9,894	138,618	28	4,696	5,240	1,640
	都	98,663	47,846	27,071	648	664	18,460	-	690	780	337
	区	374,537	236,172	156,638	1,071	8,875	114,966	28	3,810	4,264	1,235
	市	27,600	13,599	7,882	69	355	5,192	-	196	196	68
28 年 度	全都	500,687	296,989	192,182	1,809	9,999	138,807	28	4,560	5,039	1,614
	都	98,267	47,490	26,941	636	683	18,280	-	662	749	327
	区	374,974	236,020	157,380	1,107	8,965	115,389	28	3,717	4,103	1,214
	市	27,446	13,479	7,861	66	351	5,138	-	181	187	73
千代田区	17,792	13,420	8,549	66	148	6,621	-	177	310	14	
中央区	22,952	16,087	11,365	81	1,988	7,491	1	447	268	36	
港区	30,353	22,777	15,922	77	1,067	12,415	2	391	302	56	
新宿区	27,593	19,543	14,809	146	1,737	11,442	-	232	215	63	
文京区	8,576	5,406	3,521	33	67	2,752	2	83	122	33	
台東区	15,778	10,545	7,723	211	442	5,409	5	194	227	39	
墨田区	13,221	7,000	4,777	42	461	3,089	7	104	150	48	
江東区	16,303	10,185	5,816	19	38	4,323	1	116	149	72	
品川区	16,969	9,379	6,059	54	313	4,174	3	173	178	55	
目黒区	8,624	5,776	3,981	10	99	2,973	-	102	100	48	
大田区	22,458	12,874	7,753	50	218	5,368	1	178	210	86	
世田谷区	25,184	12,926	8,212	6	35	6,304	-	180	225	103	
渋谷区	18,740	13,985	9,866	88	733	7,753	-	164	162	34	
中野区	9,641	5,549	3,789	3	153	2,959	1	131	108	26	
杉並区	14,504	8,292	5,648	11	97	4,378	-	127	152	57	
豊島区	14,812	9,944	6,946	97	493	5,174	1	153	180	48	
北区	11,527	6,231	4,071	13	143	3,068	-	86	103	41	
荒川区	7,292	3,683	2,357	14	26	1,680	3	66	91	31	
板橋区	13,401	8,013	4,766	4	59	3,459	1	103	156	68	
練馬区	13,155	7,803	4,657	4	167	3,182	-	117	170	80	
足立区	16,554	10,003	6,182	34	34	4,219	-	139	205	82	
葛飾区	13,908	7,164	4,616	11	171	3,044	-	103	176	48	
江戸川区	15,637	9,435	5,995	33	276	4,112	-	151	144	46	
八王子市	15,488	8,343	4,902	44	223	3,252	-	115	111	42	
町田市	11,958	5,136	2,959	22	128	1,886	-	66	76	31	
西多摩	12,947	6,876	4,049	102	118	2,605	-	98	113	46	
南多摩	8,056	4,436	2,400	11	28	1,601	-	51	67	40	
多摩立川	21,568	10,413	6,162	55	229	4,347	-	133	167	67	
多摩府中	30,165	14,295	8,418	28	219	5,989	-	220	246	97	
多摩小平	18,949	8,202	4,688	17	81	3,185	-	133	137	70	
大島	1,916	949	568	239	-	217	-	12	9	1	
三宅	468	192	113	47	-	44	-	1	1	1	
八丈	1,002	489	290	74	8	170	-	2	4	4	
小笠原	336	200	132	63	-	39	-	3	-	1	
市場	2,860	1,438	121	-	-	83	-	9	5	-	

(平成29年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	ス エ コ ン ピ ア 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
27 年 度	全都	6,777	8,211	143	159	3,164	6,636	2,421	1,956	30	190
	都	1,312	1,252	32	29	641	1,541	490	195	-	-
	区	5,113	6,613	92	126	2,174	4,646	1,705	1,700	30	190
	市	352	346	19	4	349	449	226	61	-	-
28 年 度	全都	6,770	8,109	161	132	3,247	6,741	2,575	2,370	29	192
	都	1,337	1,249	29	22	615	1,583	529	240	-	-
	区	5,081	6,502	114	106	2,256	4,695	1,829	2,053	29	192
	市	352	358	18	4	376	463	217	77	-	-
千代田区		212	363	-	1	61	284	37	255	-	-
中央区		221	215	5	-	56	222	63	253	4	14
港区		210	524	10	2	43	330	133	333	3	24
新宿区		121	170	1	6	147	200	124	205	-	-
文京区		131	70	6	4	5	140	10	63	-	-
台東区		203	222	14	7	532	87	52	52	2	25
墨田区		182	200	1	5	307	97	30	41	-	13
江東区		263	210	4	10	29	283	162	88	5	44
品川区		167	452	-	4	3	215	88	148	7	25
目黒区		117	232	-	2	120	112	40	26	-	-
大田区		386	356	14	5	338	326	116	90	3	8
世田谷区		350	367	33	1	66	384	116	42	-	-
渋谷区		207	190	2	15	63	172	139	144	-	-
中野区		124	103	-	2	-	117	28	34	-	-
杉並区		221	256	1	3	65	221	31	28	-	-
豊島区		228	249	3	2	13	149	91	65	-	-
北区		185	214	-	4	7	156	28	23	-	-
荒川区		125	228	-	4	-	61	14	13	-	1
板橋区		254	248	15	4	57	227	66	45	-	-
練馬区		271	253	3	6	70	247	62	25	-	-
足立区		338	642	-	8	6	240	193	37	-	5
葛飾区		248	495	-	2	87	162	53	16	-	-
江戸川区		317	243	2	9	181	263	153	27	5	33
八王子市		167	141	16	2	359	283	97	50	-	-
町田市		185	217	2	2	17	180	120	27	-	-
西多摩		135	171	3	3	348	181	100	26	-	-
南多摩		173	119	4	2	33	215	26	30	-	-
多摩立川		307	276	4	2	64	320	141	50	-	-
多摩府中		362	386	8	9	111	512	145	86	-	-
多摩小平		301	244	10	2	44	314	110	40	-	-
大島		31	32	-	2	10	13	2	-	-	-
三宅		3	8	-	-	4	4	-	-	-	-
八丈		13	7	-	-	1	6	1	-	-	-
小笠原		10	4	-	2	-	6	4	-	-	-
市場		2	2	-	-	-	12	-	8	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その2)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子製造業のその他	移動	臨時	自動車
27年度	全都	22,638	2,487	20,019	132	18,596	4,205	5,225	8,180	15	599	372
	都	3,681	426	3,225	30	3,684	847	1,008	1,575	4	159	91
	区	17,971	1,965	15,917	89	13,773	3,096	3,980	6,118	11	347	221
	市	986	96	877	13	1,139	262	237	487	-	93	60
28年度	全都	21,582	2,590	18,858	134	18,711	4,223	5,165	8,305	12	592	414
	都	3,539	427	3,074	38	3,691	858	988	1,590	2	152	101
	区	17,091	2,065	14,941	85	13,886	3,101	3,948	6,234	10	349	244
	市	952	98	843	11	1,134	264	229	481	-	91	69
	千代田区	2,098	190	1,906	2	484	166	124	182	1	7	4
	中央区	1,484	273	1,209	2	683	164	308	194	-	9	8
	港区	2,499	162	2,330	7	977	239	233	487	-	2	16
	新宿区	1,203	117	1,082	4	772	135	216	357	-	53	11
	文京区	379	42	337	-	360	88	116	153	-	2	1
	台東区	537	113	420	4	708	76	196	300	1	126	9
	墨田区	325	61	262	2	436	63	115	242	-	11	5
	江東区	1,083	78	998	7	645	143	165	306	-	4	27
	品川区	890	44	845	1	435	128	102	199	-	-	6
	目黒区	317	74	234	9	403	101	117	173	-	3	9
	大田区	916	76	833	7	790	177	268	256	-	72	17
	世田谷区	541	116	420	5	1,229	269	340	594	1	9	16
	渋谷区	1,190	231	946	13	897	187	248	437	-	12	13
	中野区	266	40	225	1	326	71	94	157	-	2	2
	杉並区	305	70	232	3	607	159	139	303	1	1	4
	豊島区	546	99	444	3	529	131	172	207	1	2	16
	北区	339	35	302	2	372	85	109	172	1	1	4
	荒川区	170	20	150	-	239	60	68	110	-	-	1
	板橋区	546	41	505	-	551	132	160	248	1	2	8
	練馬区	358	57	299	2	653	140	177	308	-	14	14
	足立区	451	39	405	7	691	135	193	332	2	2	27
	葛飾区	300	44	254	2	489	111	138	214	-	12	14
	江戸川区	348	43	303	2	610	141	150	303	1	3	12
	八王子市	643	65	576	2	697	147	139	280	-	90	41
	町田市	309	33	267	9	437	117	90	201	-	1	28
	西多摩	498	54	440	4	552	96	163	207	-	64	22
	南多摩	415	49	363	3	382	110	98	149	-	20	5
	多摩立川	809	99	702	8	776	179	184	371	-	10	32
	多摩府中	1,120	147	959	14	1,135	266	291	523	2	35	18
	多摩小平	547	60	482	5	689	174	214	262	-	18	21
	大島	12	9	1	2	85	20	26	35	-	3	1
	三宅	2	2	-	-	19	3	1	13	-	2	-
	八丈	5	4	-	1	36	7	8	20	-	-	1
	小笠原	4	3	-	1	17	3	3	10	-	-	1
	市場	127	-	127	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成29年3月末現在)

		あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	特別牛乳処理業	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業				
								小計	専業	売シヨーケース	自動販売機	自動車
27年度	全都	46	1,999	9	-	165	-	27,298	896	18,212	8,091	99
	都	6	367	7	-	40	-	5,275	222	3,542	1,496	15
	区	37	1,526	1	-	115	-	20,421	616	13,592	6,140	73
	市	3	106	1	-	10	-	1,602	58	1,078	455	11
28年度	全都	45	2,048	8	-	160	-	26,786	880	18,034	7,770	102
	都	5	384	6	-	38	-	5,178	218	3,489	1,455	16
	区	37	1,561	1	-	115	-	20,038	599	13,491	5,873	75
	市	3	103	1	-	7	-	1,570	63	1,054	442	11
千代田区	1	96	-	-	-	-	1,244	7	680	557	-	
中央区	1	118	-	-	18	-	910	4	554	352	-	
港区	1	119	-	-	12	-	1,532	9	849	671	3	
新宿区	1	87	-	-	11	-	1,200	25	795	375	5	
文京区	2	53	-	-	-	-	539	11	363	165	-	
台東区	2	92	-	-	2	-	586	12	440	133	1	
墨田区	1	57	-	-	3	-	547	23	391	133	-	
江東区	3	100	-	-	5	-	1,139	23	661	455	-	
品川区	1	41	-	-	3	-	893	28	550	312	3	
目黒区	-	36	-	-	4	-	470	18	332	120	-	
大田区	4	88	-	-	11	-	1,483	55	935	488	5	
世田谷区	1	82	-	-	12	-	1,212	60	924	222	6	
渋谷区	1	138	-	-	4	-	919	6	549	364	-	
中野区	1	32	-	-	-	-	465	24	349	92	-	
杉並区	1	46	-	-	2	-	694	24	562	107	1	
豊島区	1	85	-	-	3	-	802	15	551	235	1	
北区	1	33	-	-	11	-	613	22	429	162	-	
荒川区	2	17	-	-	1	-	358	16	263	79	-	
板橋区	4	44	-	-	4	-	908	40	647	218	3	
練馬区	1	44	-	-	-	-	842	31	666	136	9	
足立区	3	57	-	-	2	-	1,045	67	738	217	23	
葛飾区	3	43	1	-	4	-	700	36	503	148	13	
江戸川区	1	53	-	-	3	-	937	43	760	132	2	
八王子市	3	62	-	-	5	-	914	30	598	278	8	
町田市	-	41	1	-	2	-	656	33	456	164	3	
西多摩	1	52	1	-	10	-	713	36	479	193	5	
南多摩	-	43	-	-	1	-	568	23	377	167	1	
多摩立川	-	95	2	-	12	-	1,110	53	715	342	-	
多摩府中	2	131	1	-	8	-	1,598	45	1,077	474	2	
多摩小平	1	46	-	-	3	-	1,009	49	689	264	7	
大島	1	7	1	-	1	-	75	2	71	1	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	17	1	16	-	-	
八丈	-	6	1	-	2	-	29	-	29	-	-	
小笠原	-	4	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市場	-	-	-	-	1	-	50	9	27	14	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その3）

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
27年度	全都	829	14,574	3,773	10,747	-	54	205	15,196	4,853	10,174	169	27
	都	132	2,757	755	1,991	-	11	46	3,730	1,841	1,845	44	26
	区	674	11,008	2,809	8,162	-	37	144	10,665	2,777	7,769	119	-
	市	23	809	209	594	-	6	15	801	235	560	6	1
28年度	全都	813	14,625	3,681	10,882	-	62	215	15,274	4,840	10,260	174	26
	都	129	2,764	744	2,008	-	12	49	3,698	1,804	1,851	43	25
	区	660	11,073	2,739	8,289	-	45	151	10,786	2,807	7,854	125	-
	市	24	788	198	585	-	5	15	790	229	555	6	1
千代田区	8	407	25	382	-	-	6	403	41	362	-	-	
中央区	15	549	148	397	-	4	13	633	260	369	4	-	
港区	27	678	124	549	-	5	8	631	97	530	4	-	
新宿区	40	643	127	511	-	5	4	614	120	489	5	-	
文京区	12	231	48	183	-	-	3	234	52	179	3	-	
台東区	28	378	114	264	-	-	7	372	120	249	3	-	
墨田区	16	372	109	261	-	2	3	353	93	253	7	-	
江東区	52	577	152	422	-	3	8	581	166	409	6	-	
品川区	43	458	102	347	-	9	7	437	104	325	8	-	
目黒区	13	252	69	183	-	-	6	233	51	182	-	-	
大田区	47	764	187	577	-	-	9	768	207	551	10	-	
世田谷区	21	738	205	529	-	4	15	716	205	502	9	-	
渋谷区	14	437	84	353	-	-	2	417	81	336	-	-	
中野区	20	290	109	181	-	-	6	283	101	179	3	-	
杉並区	13	441	113	326	-	2	6	427	117	306	4	-	
豊島区	26	461	93	367	-	1	12	439	100	338	1	-	
北区	24	343	100	243	-	-	1	320	86	228	6	-	
荒川区	35	211	75	136	-	-	4	199	75	121	3	-	
板橋区	37	523	134	387	-	2	10	498	117	374	7	-	
練馬区	37	559	143	410	-	6	9	527	144	376	7	-	
足立区	71	670	184	484	-	2	7	640	169	447	24	-	
葛飾区	24	443	137	306	-	-	-	418	135	282	1	-	
江戸川区	37	648	157	491	-	-	5	643	166	467	10	-	
八王子市	13	463	119	341	-	3	8	473	144	324	5	1	
町田市	11	325	79	244	-	2	7	317	85	231	1	-	
西多摩	14	394	108	279	-	7	11	372	105	255	12	-	
南多摩	3	277	71	205	-	1	5	270	72	195	3	-	
多摩立川	42	609	157	452	-	-	13	580	161	414	5	-	
多摩府中	18	842	203	637	-	2	11	818	208	597	13	-	
多摩小平	15	536	147	387	-	2	8	526	152	364	10	1	
大島	1	41	32	9	-	-	1	53	46	7	-	6	
三宅	-	13	11	2	-	-	-	15	13	2	-	1	
八丈	1	21	6	15	-	-	-	33	22	11	-	2	
小笠原	-	9	2	7	-	-	-	9	5	4	-	2	
市場	35	22	7	15	-	-	-	1,022	1,020	2	-	13	



(平成29年3月末現在)

	製魚 品肉 製造 ね 業り	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射放 業線	製清 涼造 飲料 業水	製乳 酸 造菌 飲料 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動角 機氷	自 動 販 売 機		
27 年 度	全都	166	403	247	156	-	94	7	130	29	16	85	169
	都	38	120	80	40	-	34	4	27	15	12	-	31
	区	119	261	156	105	-	50	3	103	14	4	85	131
	市	9	22	11	11	-	10	-	-	-	-	-	7
28 年 度	全都	160	415	262	153	-	94	7	133	31	16	86	167
	都	36	124	83	41	-	34	4	28	16	12	-	30
	区	114	270	168	102	-	50	3	105	15	4	86	130
	市	10	21	11	10	-	10	-	-	-	-	-	7
千代田区	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	12	23	5	18	-	4	-	2	1	-	1	8	
港区	-	18	9	9	-	2	-	86	1	-	85	8	
新宿区	4	1	1	-	-	2	-	3	2	1	-	1	
文京区	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
台東区	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	9	
墨田区	6	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	3	
江東区	5	19	13	6	-	4	-	1	1	-	-	12	
品川区	6	6	5	1	-	3	-	1	1	-	-	9	
目黒区	2	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
大田区	3	86	33	53	-	4	-	4	4	-	-	11	
世田谷区	10	6	6	-	-	2	1	3	1	2	-	8	
渋谷区	7	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
中野区	2	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	1	
杉並区	3	3	2	1	-	2	-	1	-	1	-	2	
豊島区	8	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
北区	4	5	5	-	-	3	-	-	-	-	-	8	
荒川区	3	14	11	3	-	-	-	1	1	-	-	4	
板橋区	3	23	21	2	-	1	-	-	-	-	-	6	
練馬区	4	18	17	1	-	2	-	-	-	-	-	1	
足立区	6	4	2	2	-	1	-	1	1	-	-	6	
葛飾区	12	8	7	1	-	7	1	-	-	-	-	7	
江戸川区	8	15	11	4	-	6	-	1	1	-	-	3	
八王子市	8	20	11	9	-	7	-	-	-	-	-	5	
町田市	2	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	2	
西多摩	-	23	20	3	-	6	-	-	-	-	-	4	
南多摩	1	7	7	-	-	3	-	-	-	-	-	1	
多摩立川	5	24	20	4	-	4	3	-	-	-	-	2	
多摩府中	6	19	12	7	-	5	1	-	-	-	-	6	
多摩小平	3	11	7	4	-	4	-	-	-	-	-	4	
大島	15	10	5	5	-	2	-	13	4	9	-	2	
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	2	
八丈	1	6	3	3	-	7	-	5	2	3	-	1	
小笠原	2	4	2	2	-	2	-	2	2	-	-	-	
市場	3	19	7	12	-	-	-	7	7	-	-	8	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その4)

	食用油脂製造業			製シマ ョーガ ートリ ン又 は 業グ	み そ 製 造 業	し ょう 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
27 年 度	全都	55	26	29	3	40	9	65	55	616	10	656
	都	17	4	13	-	20	6	20	25	148	4	158
	区	34	20	14	3	18	2	42	28	430	5	456
	市	4	2	2	-	2	1	3	2	38	1	42
28 年 度	全都	57	26	31	3	42	8	69	63	573	10	652
	都	17	4	13	-	20	5	24	25	139	4	157
	区	35	20	15	3	20	2	42	37	399	5	448
	市	5	2	3	-	2	1	3	1	35	1	47
千代田区	1	-	1	-	2	-	1	2	7	1	18	
中央区	-	-	-	-	1	-	1	1	12	-	26	
港区	-	-	-	-	-	-	5	2	14	-	14	
新宿区	3	2	1	1	-	-	1	3	12	-	18	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	13	-	15	
台東区	1	-	1	-	1	-	1	1	17	-	23	
墨田区	12	12	-	-	-	-	2	3	10	1	21	
江東区	1	-	1	-	1	-	3	4	21	-	22	
品川区	-	-	-	-	1	-	-	3	15	-	27	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	1	9	-	7	
大田区	2	-	2	-	-	-	6	1	19	-	28	
世田谷区	1	-	1	-	2	1	3	1	31	1	27	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	2	3	5	-	14	
中野区	1	-	1	-	2	-	-	1	17	-	4	
杉並区	-	-	-	-	1	1	2	5	17	-	17	
豊島区	-	-	-	-	-	-	1	-	22	-	20	
北区	1	-	1	-	-	-	1	2	23	1	18	
荒川区	3	3	-	-	-	-	2	1	14	-	16	
板橋区	3	1	2	-	1	-	1	-	17	-	23	
練馬区	1	-	1	-	3	-	3	1	24	-	21	
足立区	1	1	-	-	1	-	4	1	35	1	29	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	2	-	24	-	19	
江戸川区	2	-	2	1	1	-	1	1	21	-	21	
八王子市	4	2	2	-	-	-	3	1	16	1	36	
町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	19	-	11	
西多摩	6	2	4	-	8	1	4	7	22	1	31	
南多摩	-	-	-	-	2	-	2	1	12	-	10	
多摩立川	2	1	1	-	3	-	2	1	27	-	49	
多摩府中	2	1	1	-	2	-	12	4	32	1	33	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	1	39	1	30	
大島	7	-	7	-	-	1	-	4	4	1	2	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
八丈	-	-	-	-	3	3	1	5	2	-	2	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成29年3月末現在)

	製そ う 造 ざ 業い	食ひか 品ん 製ん 造又 業詰は	添 加 物 製 造 業	る 締(2) 業 条食 例品 (総 数に 規 定 す 取 る 営 業 業 力	行商									
					販 弁 当 等 人 力	小 計	菓 子	そ 豆 腐 及 加 工 品 び	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類 ス	そ 魚 の 介 加 類 工 及 品 び	
27 年 度	全都	1,771	54	141	39,928	244	777	166	51	432	0	86	13	29
	都	329	17	26	8,190	35	162	40	18	73	0	28	2	1
	区	1,371	33	110	29,506	202	584	123	24	343	0	58	11	25
	市	71	4	5	2,232	7	31	3	9	16	0	0	-	3
28 年 度	全都	1,868	55	138	40,127	326	174	116	23	-	-	-	14	21
	都	352	18	26	8,093	42	32	23	3	-	-	-	3	3
	区	1,438	33	107	29,834	277	133	90	15	-	-	-	11	17
	市	78	4	5	2,200	7	9	3	5	-	-	-	-	1
千代田区	77	-	5	1,814	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央区	188	4	16	1,683	44	1	1	-	-	-	-	-	-	-
港区	216	3	3	2,195	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宿区	110	-	-	1,641	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文京区	31	-	2	774	5	4	-	2	-	-	-	1	1	
台東区	45	2	6	991	9	4	3	-	-	-	-	1	-	
墨田区	38	-	10	901	2	5	2	1	-	-	-	2	-	
江東区	71	4	8	1,636	15	8	1	1	-	-	-	5	1	
品川区	37	1	3	1,160	37	-	-	-	-	-	-	-	-	
目黒区	34	-	4	695	-	4	3	1	-	-	-	-	-	
大田区	67	4	6	1,932	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
世田谷区	45	2	3	2,070	1	41	35	5	-	-	-	1	-	
渋谷区	57	-	3	1,244	43	-	-	-	-	-	-	-	-	
中野区	30	2	3	695	13	2	2	-	-	-	-	-	-	
杉並区	46	1	1	1,126	6	6	4	-	-	-	-	-	2	
豊島区	31	-	2	1,140	8	38	34	-	-	-	-	-	4	
北区	30	1	6	812	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
荒川区	31	1	-	520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
板橋区	34	2	8	1,359	2	9	2	4	-	-	-	1	2	
練馬区	36	-	2	1,355	-	4	3	-	-	-	-	-	1	
足立区	87	2	5	1,619	2	3	-	-	-	-	-	-	3	
葛飾区	32	2	4	1,040	1	1	-	1	-	-	-	-	-	
江戸川区	65	2	7	1,432	-	3	-	-	-	-	-	-	3	
八王子市	49	4	5	1,344	7	3	2	-	-	-	-	-	1	
町田市	29	-	-	856	-	6	1	5	-	-	-	-	-	
西多摩	73	5	18	1,251	4	8	6	2	-	-	-	-	-	
南多摩	32	1	-	816	3	1	1	-	-	-	-	-	-	
多摩立川	75	4	2	1,487	27	5	5	-	-	-	-	-	-	
多摩府中	65	3	2	2,346	8	9	7	1	-	-	-	-	1	
多摩小平	30	4	1	1,464	-	5	4	-	-	-	-	1	-	
大島	33	-	3	171	-	4	-	-	-	-	-	2	2	
三宅	6	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八丈	27	-	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小笠原	1	1	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市場	10	-	-	373	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商(弁当等人力販売業を除く)については、平成28年12月末現在の施設数。

行商の小計については、行商(届出)の合算値(行商(許可)を含まない。)

行商(許可):弁当等人力販売業

行商(届出):菓子、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そう菜類、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業						液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	（包一時販売）装	自動販売機	自動車		
27年度	全都	471	123	199	207	547	389	29,060	19,930	6,434	249	1,911	536	10	141
	都	142	54	65	47	124	113	5,565	3,708	1,508	28	238	83	3	77
	区	295	62	119	145	382	270	21,950	15,217	4,524	217	1,559	433	7	59
	市	34	7	15	15	41	6	1,545	1,005	402	4	114	20	-	5
28年度	全都	463	122	203	209	566	385	29,244	19,605	6,639	460	2,042	498	10	141
	都	146	55	66	47	125	114	5,521	3,575	1,561	51	259	75	3	78
	区	285	61	121	148	402	265	22,201	15,069	4,664	401	1,664	403	7	58
	市	32	6	16	14	39	6	1,522	961	414	8	119	20	-	5
千代田区	1	-	1	1	10	3	1,691	1,150	264	50	218	9	1	7	
中央区	6	1	6	6	19	88	1,373	970	209	58	114	22	-	2	
港区	14	1	2	3	32	10	1,822	1,151	337	62	250	22	-	2	
新宿区	14	2	-	7	24	4	1,404	1,015	175	50	143	21	2	3	
文京区	3	1	2	4	14	7	588	366	159	6	51	6	-	-	
台東区	17	2	3	7	25	8	783	220	517	1	28	17	-	5	
墨田区	16	2	8	8	19	10	666	476	152	5	20	13	-	-	
江東区	12	6	5	7	20	27	1,186	833	135	31	153	34	-	3	
品川区	6	5	4	9	13	7	853	599	133	19	77	25	-	3	
目黒区	3	-	6	3	14	1	511	320	138	12	27	14	1	-	
大田区	14	4	7	13	12	8	1,506	1,067	211	17	179	32	-	1	
世田谷区	24	3	3	9	41	4	1,352	1,037	219	6	70	20	1	6	
渋谷区	1	2	3	2	23	2	1,031	757	70	42	152	10	-	1	
中野区	4	1	3	8	8	2	468	354	80	10	19	5	-	1	
杉並区	4	2	4	7	5	4	756	583	131	7	27	8	-	1	
豊島区	8	2	3	13	13	8	863	633	180	2	45	3	-	3	
北区	5	2	13	2	19	8	579	429	121	5	16	8	-	1	
荒川区	19	3	2	7	8	3	333	227	94	1	9	2	-	-	
板橋区	15	3	9	2	15	6	848	538	277	2	24	7	-	3	
練馬区	26	2	5	5	10	9	836	625	183	5	7	16	-	9	
足立区	40	5	14	8	21	9	1,115	647	380	2	15	71	2	3	
葛飾区	17	9	9	8	19	11	681	340	306	6	9	20	-	2	
江戸川区	16	3	9	9	18	26	956	732	193	2	11	18	-	2	
八王子市	23	4	13	9	30	3	923	557	256	6	92	12	-	2	
町田市	9	2	3	5	9	3	599	404	158	2	27	8	-	3	
西多摩	62	14	21	21	21	11	786	536	186	2	35	27	1	33	
南多摩	12	5	4	4	12	2	568	361	153	6	43	5	-	6	
多摩立川	23	2	7	4	11	6	1,086	680	319	20	62	5	1	6	
多摩府中	19	12	9	9	47	12	1,642	1,076	453	13	88	12	1	9	
多摩小平	16	10	7	6	15	8	941	583	304	9	20	25	-	2	
大島	5	3	3	-	7	20	94	67	24	1	1	1	-	11	
三宅	-	1	3	-	2	6	20	17	3	-	-	-	-	3	
八丈	5	2	12	1	7	10	51	42	9	-	-	-	-	3	
小笠原	3	6	-	2	3	3	13	8	5	-	-	-	-	-	
市場	1	-	-	-	-	36	320	205	105	-	10	-	-	5	

(平成29年3月末現在)

		集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
		小計	幼学 稚校 園・	診病 療院 所・	事工 業場 所・	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工
27 年度	全都	8,004	1,841	394	291	5,478	3,931	6,374
	都	1,838	318	107	58	1,355	393	950
	区	5,633	1,386	250	224	3,773	3,457	5,254
	市	533	137	37	9	350	81	170
28 年度	全都	8,284	1,833	397	281	5,773	3,789	6,799
	都	1,864	317	105	55	1,387	379	1,023
	区	5,876	1,386	254	216	4,020	3,340	5,581
	市	544	130	38	10	366	70	195
	千代田区	99	12	10	27	50	210	434
	中央区	137	20	2	26	89	752	722
	港区	228	34	15	49	130	511	680
	新宿区	181	55	8	8	110	339	430
	文京区	146	43	8	2	93	82	144
	台東区	128	28	2	8	90	194	262
	墨田区	165	39	8	2	116	76	187
	江東区	347	87	7	14	239	100	255
	品川区	223	60	9	17	137	87	160
	目黒区	152	34	6	4	108	56	108
	大田区	362	91	16	6	249	86	195
	世田谷区	585	94	17	2	472	112	241
	渋谷区	136	29	7	8	92	162	297
	中野区	185	45	4	-	136	51	78
	杉並区	331	73	3	6	249	58	171
	豊島区	181	43	9	10	119	89	260
	北区	180	55	9	2	114	40	95
	荒川区	145	36	7	4	98	41	72
	板橋区	447	87	33	4	323	47	126
	練馬区	449	106	16	4	323	50	129
	足立区	397	115	29	9	244	77	187
	葛飾区	282	82	12	-	188	49	193
	江戸川区	390	118	17	4	251	71	155
	八王子市	327	88	25	2	212	49	119
	町田市	217	42	13	8	154	21	76
	西多摩	269	31	24	4	210	29	95
	南多摩	199	34	13	5	147	21	50
	多摩立川	309	47	17	20	225	59	186
	多摩府中	569	92	24	10	443	89	246
	多摩小平	454	100	25	3	326	41	122
	大島	24	8	-	-	16	1	6
	三宅	5	4	-	1	-	-	2
	八丈	18	1	1	1	15	1	2
	小笠原	6	-	1	-	5	-	1
	市場	11	-	-	11	-	138	313

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その6)

	に行(4) （規細食 定則品 す第衛 計る十生 ）営六法 業条施	許可を要しない食品製造業					
		小 計	・製 粉 精 ・ 麦 精 米	製つ 造け 業物	その他の 食品製造業		
					一 般 食 品	乳 肉 食 品	
27 年 度	全都	152,950	5,947	3,242	1,220	1,388	97
	都	41,284	1,114	445	434	227	8
	区	100,148	4,583	2,638	746	1,110	89
	市	11,518	250	159	40	51	0
28 年 度	全都	152,983	5,914	3,224	1,206	1,387	97
	都	41,282	1,119	446	435	230	8
	区	100,199	4,544	2,619	731	1,105	89
	市	11,502	251	159	40	52	-
千代田区	1,914	49	15	3	30	1	
中央区	3,708	98	45	4	30	19	
港区	4,190	75	48	4	23	-	
新宿区	5,640	113	93	-	20	-	
文京区	2,170	137	94	15	28	-	
台東区	3,785	134	95	18	21	-	
墨田区	5,057	116	93	5	7	11	
江東区	4,127	110	64	10	31	5	
品川区	6,183	177	94	26	56	1	
目黒区	1,989	306	116	125	54	11	
大田区	7,371	463	287	24	120	32	
世田谷区	9,835	408	198	87	123	-	
渋谷区	3,052	279	69	2	207	1	
中野区	3,268	163	151	9	2	1	
杉並区	4,858	310	149	110	50	1	
豊島区	3,379	180	116	15	46	3	
北区	4,349	388	206	154	28	-	
荒川区	2,976	158	94	42	22	-	
板橋区	3,856	48	8	16	24	-	
練馬区	3,818	111	58	33	20	-	
足立区	4,668	247	195	4	48	-	
葛飾区	5,462	165	114	9	42	-	
江戸川区	4,544	309	217	16	73	3	
八王子市	5,633	173	111	30	32	-	
町田市	5,869	78	48	10	20	-	
西多摩	4,696	312	54	179	77	2	
南多摩	2,733	71	62	4	5	-	
多摩立川	9,423	64	22	2	36	4	
多摩府中	13,189	384	190	134	58	2	
多摩小平	9,120	253	103	107	43	-	
大島	789	16	11	3	2	-	
三宅	234	3	1	-	2	-	
八丈	401	16	3	6	7	-	
小笠原	99	-	-	-	-	-	
市場	598	-	-	-	-	-	

(平成29年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売類加工品	乳製品販売業	アイスクリー	野菜果物	菓子(パンを	主食販売業	酒類・調味料	その他食品
27年度	全都	130,326	13,594	17,163	20,679	12,485	27,693	6,739	14,205	17,768
	都	34,486	4,069	4,965	5,680	3,225	5,954	1,479	4,284	4,830
	区	86,226	8,185	10,888	13,522	7,922	19,853	4,983	8,943	11,930
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
28年度	全都	130,355	13,615	17,117	20,704	12,450	27,734	6,707	14,227	17,801
	都	34,478	4,069	4,965	5,680	3,225	5,947	1,478	4,284	4,830
	区	86,278	8,208	10,844	13,549	7,889	19,903	4,954	8,967	11,964
	市	9,599	1,338	1,308	1,475	1,336	1,884	275	976	1,007
	千代田区	1,787	145	435	190	129	648	66	103	71
	中央区	3,097	172	220	292	299	708	65	308	1,033
	港区	3,596	425	424	429	446	468	427	480	497
	新宿区	5,320	290	611	611	382	1,302	214	701	1,209
	文京区	1,905	172	142	320	222	498	126	201	224
	台東区	3,343	262	301	635	238	1,106	136	292	373
	墨田区	4,839	533	572	1,269	320	1,124	193	490	338
	江東区	3,636	400	326	559	306	875	225	243	702
	品川区	4,633	598	762	690	355	612	338	614	664
	目黒区	1,553	104	165	132	320	386	126	156	164
	大田区	5,837	745	705	631	567	983	591	780	835
	世田谷区	8,754	614	943	1,137	718	2,064	366	1,174	1,738
	渋谷区	2,692	290	606	343	99	1,099	121	129	5
	中野区	2,902	295	304	339	382	692	160	235	495
	杉並区	4,101	389	653	713	464	751	189	255	687
	豊島区	2,868	314	476	301	403	768	148	235	223
	北区	3,482	396	470	557	302	642	222	381	512
	荒川区	2,460	234	283	389	234	502	152	287	379
	板橋区	3,429	173	253	757	272	877	250	343	504
	練馬区	3,538	460	539	596	273	808	118	213	531
	足立区	3,868	214	346	885	330	1,245	243	392	213
	葛飾区	4,697	502	875	994	396	758	290	550	332
	江戸川区	3,941	481	433	780	432	987	188	405	235
	八王子市	4,557	675	702	849	587	1,018	166	383	177
	町田市	5,042	663	606	626	749	866	109	593	830
	西多摩	3,933	241	582	631	278	1,003	165	294	739
	南多摩	2,383	212	288	406	205	451	122	337	362
	多摩立川	7,564	909	1,122	1,003	661	1,312	260	1,153	1,144
	多摩府中	11,173	1,390	1,576	2,180	815	1,806	352	1,435	1,619
	多摩小平	7,538	1,178	1,248	1,290	568	1,148	488	873	745
	大島	728	86	105	105	95	107	34	93	103
	三宅	183	22	22	21	22	26	22	22	26
	八丈	337	18	15	36	65	63	30	66	44
	小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	556	-	-	-	508	15	-	-	33

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その7）

		食器具容器包装おもちゃ				添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
		小計	包装器具製造業	包装器具販売業	製おもちゃ業				販おもちゃ業
27年度	全都	8,392	146	5,254	195	2,797	19	8,103	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	5,059	142	3,142	180	1,595	14	4,265	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
28年度	全都	8,454	145	5,316	194	2,799	19	8,077	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,125	141	3,206	179	1,599	14	4,237	1
	市	919	-	501	9	409	-	728	5
	千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-
	中央区	368	35	288	-	45	7	138	-
	港区	103	-	67	-	36	-	416	-
	新宿区	192	-	123	3	66	-	15	-
	文京区	106	2	67	3	34	-	22	-
	台東区	224	16	118	44	46	-	84	-
	墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-
	江東区	163	1	89	1	72	-	218	-
	品川区	654	16	586	-	52	1	718	-
	目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-
	大田区	908	3	552	6	347	-	163	-
	世田谷区	461	-	301	-	160	-	212	-
	渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-
	中野区	104	7	37	-	60	-	99	-
	杉並区	141	8	93	-	40	-	306	-
	豊島区	79	-	52	-	27	-	252	-
	北区	152	8	101	-	43	-	327	-
	荒川区	209	2	144	15	48	-	149	-
	板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-
	練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1
	足立区	106	6	55	16	29	-	447	-
	葛飾区	317	9	84	9	215	-	283	-
	江戸川区	186	3	54	29	100	1	107	-
	八王子市	431	-	212	-	219	-	472	-
	町田市	488	-	289	9	190	-	256	5
	西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89
	南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2
	多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41
	多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5
	多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17
	大島	29	2	18	-	9	2	13	1
	三宅	26	-	16	-	10	-	22	-
	八丈	36	-	20	1	15	2	7	3
	小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-
	市場	42	-	42	-	-	-	-	-



(平成29年3月末現在)

	に行(5) (再規定する営業)	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販 売 業	給 食 施 設	
27 年 度	全都	105	100	2	3	-
	都	2	2	-	-	-
	区	103	98	2	3	-
	市	-	-	-	-	-
28 年 度	全都	149	144	2	3	-
	都	2	2	-	-	-
	区	147	142	2	3	-
	市	-	-	-	-	-
千代田区	9	9	-	-	-	
中央区	24	24	-	-	-	
港区	39	36	-	3	-	
新宿区	12	12	-	-	-	
文京区	3	3	-	-	-	
台東区	9	9	-	-	-	
墨田区	-	-	-	-	-	
江東区	1	1	-	-	-	
品川区	6	6	-	-	-	
目黒区	5	5	-	-	-	
大田区	1	1	-	-	-	
世田谷区	4	4	-	-	-	
渋谷区	17	17	-	-	-	
中野区	2	2	-	-	-	
杉並区	1	1	-	-	-	
豊島区	4	3	1	-	-	
北区	1	1	-	-	-	
荒川区	1	1	-	-	-	
板橋区	1	1	-	-	-	
練馬区	7	6	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	-	-	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
八王子市	-	-	-	-	-	
町田市	-	-	-	-	-	
西多摩	-	-	-	-	-	
南多摩	-	-	-	-	-	
多摩立川	-	-	-	-	-	
多摩府中	1	1	-	-	-	
多摩小平	1	1	-	-	-	
大島	-	-	-	-	-	
三宅	-	-	-	-	-	
八丈	-	-	-	-	-	
小笠原	-	-	-	-	-	
市場	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定する営業に法 計）	食品衛生法 第五十二条	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム 類製造業	乳処理業	特別牛乳 さく取処理業	乳製品製造業
27年度	全都	638,641	369,863	153,382	10,486	18,483	158	2,617	83	-	279	
	都	344,091	184,786	32,313	2,574	4,549	30	541	64	-	165	
	区	279,397	178,022	117,192	7,621	13,157	124	1,969	17	-	99	
	市	15,153	7,055	3,877	291	777	4	107	2	-	15	
28年度	全都	620,650	365,317	150,096	9,176	17,288	175	2,402	85	-	318	
	都	342,128	188,723	32,140	2,611	4,580	38	573	71	-	199	
	区	269,062	171,406	114,919	6,344	12,178	135	1,760	12	-	109	
	市	9,460	5,188	3,037	221	530	2	69	2	-	10	
千代田区	8,954	6,831	5,118	432	354	-	48	-	-	-		
中央区	12,369	7,146	4,545	404	481	-	124	-	-	13		
港区	18,430	13,385	10,505	994	502	5	45	-	-	5		
新宿区	15,894	13,685	9,027	658	779	6	156	-	-	5		
文京区	8,769	6,317	4,001	251	525	5	121	-	-	-		
台東区	16,455	12,298	9,384	349	831	1	122	-	-	2		
墨田区	6,620	4,587	3,043	96	445	1	59	-	-	6		
江東区	12,105	8,407	5,303	428	599	6	151	-	-	7		
品川区	4,702	2,605	1,844	209	118	-	12	-	-	-		
目黒区	7,272	4,652	3,829	104	194	-	9	-	-	4		
大田区	13,779	8,528	5,109	207	896	12	88	-	-	13		
世田谷区	15,160	8,683	5,099	317	883	-	95	-	-	9		
渋谷区	8,977	5,946	4,249	372	417	10	89	-	-	2		
中野区	8,226	3,596	1,951	107	302	-	19	-	-	-		
杉並区	16,082	7,638	4,524	239	715	-	57	-	-	3		
豊島区	23,189	15,785	11,731	315	891	4	256	-	-	10		
北区	10,405	5,911	3,960	113	400	5	22	-	-	10		
荒川区	5,176	2,460	1,419	59	204	2	11	-	-	2		
板橋区	10,032	4,703	2,832	124	408	22	35	-	-	3		
練馬区	12,162	6,010	3,198	128	677	-	48	-	-	-		
足立区	8,512	4,246	2,667	97	342	11	23	-	-	1		
葛飾区	17,818	12,368	8,015	220	797	45	94	12	-	13		
江戸川区	7,974	5,619	3,566	121	418	-	76	-	-	1		
八王子市	3,578	2,374	1,332	126	240	2	15	-	-	8		
町田市	5,882	2,814	1,705	95	290	-	54	2	-	2		
西多摩	6,758	3,773	2,372	86	362	7	38	-	-	11		
南多摩	12,694	3,275	1,823	140	385	-	49	-	-	1		
多摩立川	17,437	10,122	6,171	305	1,045	-	165	8	-	27		
多摩府中	27,363	14,229	8,953	460	1,377	6	239	3	-	7		
多摩小平	15,296	4,398	2,559	118	521	1	33	-	-	-		
大島	3,319	2,309	1,183	20	182	3	17	4	-	4		
三宅	1,897	822	404	7	60	-	-	-	-	-		
八丈	1,081	785	365	6	62	-	14	8	-	10		
小笠原	538	270	189	3	18	-	9	-	-	-		
市場	168,242	120,529	5,386	1,251	-	-	-	-	-	35		
センター	80,217	21,059	2,578	-	562	21	9	48	-	104		
芝浦食肉	7,286	7,152	157	215	6	-	-	-	-	-		

(平成29年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品	冷食品の冷蔵又は冷凍業	照食品の放射線	
27年度	全都	-	18,368	7,723	20,137	415	127,722	2,371	492	1,162	-
	都	-	5,120	6,902	9,264	136	116,991	2,370	239	880	-
	区	-	12,539	803	10,373	260	10,235	-	240	263	-
	市	-	709	18	500	19	496	1	13	19	-
28年度	全都	-	19,340	7,469	19,420	408	129,638	2,349	443	1,147	-
	都	-	7,832	6,731	9,146	168	118,798	2,349	232	853	-
	区	-	11,038	731	9,945	228	10,487	-	198	281	-
	市	-	470	7	329	12	353	-	13	13	-
千代田区	-	372	3	207	7	203	-	2	-	-	
中央区	-	295	11	311	12	782	-	20	33	-	
港区	-	616	13	238	16	249	-	-	14	-	
新宿区	-	1,071	36	902	5	890	-	4	-	-	
文京区	-	479	26	392	8	388	-	4	5	-	
台東区	-	629	36	399	10	380	-	-	-	-	
墨田区	-	277	26	239	-	274	-	5	3	-	
江東区	-	462	74	557	16	584	-	8	18	-	
品川区	-	158	11	103	4	121	-	1	1	-	
目黒区	-	170	10	118	6	148	-	2	2	-	
大田区	-	729	50	561	17	557	-	7	47	-	
世田谷区	-	849	11	629	14	692	-	9	4	-	
渋谷区	-	286	26	185	3	207	-	23	10	-	
中野区	-	405	9	346	9	355	-	-	2	-	
杉並区	-	721	15	606	10	621	-	7	-	-	
豊島区	-	556	53	939	17	869	-	4	-	-	
北区	-	380	31	373	11	452	-	5	12	-	
荒川区	-	239	9	194	5	193	-	1	17	-	
板橋区	-	369	28	331	30	306	-	2	46	-	
練馬区	-	568	52	534	17	559	-	13	31	-	
足立区	-	294	80	317	2	298	-	4	-	-	
葛飾区	-	712	72	1,058	-	951	-	64	21	-	
江戸川区	-	401	49	406	9	408	-	13	15	-	
八王子市	-	225	7	153	6	172	-	13	13	-	
町田市	-	245	-	176	6	181	-	-	-	-	
西多摩	-	280	9	212	16	200	-	-	19	-	
南多摩	-	305	6	232	9	236	-	2	10	-	
多摩立川	-	699	60	677	32	589	-	-	21	-	
多摩府中	-	1,037	28	906	32	868	-	4	10	-	
多摩小平	-	399	11	310	4	291	1	2	1	-	
大島	-	286	-	210	3	234	6	48	8	-	
三宅	-	114	-	96	-	109	-	-	1	-	
八丈	-	70	-	68	-	76	-	3	2	-	
小笠原	-	15	-	15	-	15	-	1	-	-	
市場	-	1,452	-	905	-	108,202	2,129	156	506	-	
センター	-	3,103	106	5,383	72	7,978	213	16	216	-	
芝浦食肉	-	72	6,511	132	-	-	-	-	59	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その2)

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ 造ト リ ニ ン 又 業グ は	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
27 年 度	全都	192	39	306	266	59	8	45	18	121	66
	都	105	29	192	186	28	3	27	11	58	40
	区	75	10	114	78	27	5	18	4	60	26
	市	12	-	-	2	4	-	0	3	3	-
28 年 度	全都	162	53	225	195	50	7	49	12	102	82
	都	106	43	167	146	27	4	39	6	44	46
	区	49	10	58	46	21	3	10	3	57	36
	市	7	-	-	3	2	-	-	3	1	-
千代田区	-	-	-	2	-	-	2	-	3	3	
中央区	1	-	1	5	-	-	1	-	-	1	
港区	-	-	48	2	-	-	-	-	2	2	
新宿区	3	-	1	-	4	1	-	-	-	-	
文京区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
台東区	2	-	-	7	-	-	-	-	-	-	
墨田区	1	-	1	-	2	-	-	-	-	1	
江東区	-	-	-	4	-	-	-	-	6	9	
品川区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
目黒区	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大田区	5	-	4	6	3	-	-	-	9	1	
世田谷区	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	
渋谷区	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
中野区	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	
杉並区	3	-	1	1	-	-	2	3	8	4	
豊島区	-	-	-	3	-	-	-	-	1	-	
北区	-	-	-	4	-	-	-	-	3	3	
荒川区	-	-	1	-	2	-	-	-	7	6	
板橋区	-	-	-	1	2	-	2	-	4	-	
練馬区	3	-	-	-	-	-	-	-	2	3	
足立区	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
葛飾区	21	7	-	6	2	1	3	-	7	-	
江戸川区	6	-	1	-	5	1	-	-	2	-	
八王子市	4	-	-	-	2	-	-	-	1	-	
町田市	3	-	-	3	-	-	-	3	-	-	
西多摩	2	-	-	3	4	-	14	-	3	2	
南多摩	3	-	-	2	-	-	2	-	3	-	
多摩立川	22	8	-	6	2	-	5	-	-	5	
多摩府中	6	5	-	5	-	-	8	-	20	9	
多摩小平	4	-	-	1	-	-	2	-	5	1	
大島	2	-	37	3	7	-	-	1	-	-	
三宅	3	-	1	5	-	-	-	-	-	3	
八丈	4	-	15	3	-	-	4	4	1	12	
小笠原	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
市場	-	-	108	118	-	-	-	-	-	-	
センター	59	30	6	-	14	4	4	1	12	11	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成29年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食びかん詰製造業	添加物製造業	（す取食食品縮条例製造業に規定業） （総営業）	弁当等人力販売業	行商	つけ物製造業	製菓材料業等
27年度	全都	1,489	26	828	2,357	42	123	58,169	1,071	2,454	616	98
	都	535	20	255	1,102	19	38	27,909	104	104	300	38
	区	870	6	533	1,199	23	82	28,995	960	2,349	293	54
	市	84	0	40	56	0	3	1,265	7	1	23	6
28年度	全都	1,295	14	727	2,441	58	91	57,997	1,809	121	583	140
	都	476	8	221	1,022	26	21	29,547	138	10	266	86
	区	780	5	483	1,384	29	67	27,673	1,671	110	305	52
	市	39	1	23	35	3	3	777	-	1	12	2
千代田区	24	1	12	38	-	-	819	2	1	1	-	
中央区	27	-	5	60	3	11	1,972	393	6	2	-	
港区	30	-	8	91	-	-	2,309	943	1	5	-	
新宿区	37	-	24	74	2	-	1,396	-	-	10	-	
文京区	45	-	15	47	-	2	1,065	6	7	10	1	
台東区	33	-	23	81	1	8	1,257	17	8	22	1	
墨田区	24	1	25	57	-	1	755	2	2	21	-	
江東区	44	-	28	99	2	2	1,985	18	7	18	2	
品川区	5	-	8	10	-	-	379	52	-	3	-	
目黒区	18	-	11	24	-	2	369	-	4	-	-	
大田区	31	-	43	122	6	5	1,293	13	2	18	4	
世田谷区	32	-	15	18	1	-	1,186	1	11	9	-	
渋谷区	9	-	17	38	-	-	868	163	-	-	3	
中野区	26	-	7	48	3	3	658	9	2	1	-	
杉並区	34	-	13	47	2	2	1,293	17	5	4	3	
豊島区	46	-	36	54	-	-	2,443	25	24	7	5	
北区	45	3	22	50	1	6	1,045	7	-	8	2	
荒川区	28	-	14	46	1	-	457	-	-	19	1	
板橋区	48	-	38	59	3	10	1,132	2	1	26	5	
練馬区	67	-	37	72	-	1	1,274	-	27	37	3	
足立区	15	-	15	78	-	-	783	-	-	19	1	
葛飾区	80	-	55	94	4	14	2,084	1	1	36	19	
江戸川区	32	-	12	77	-	-	851	-	1	29	2	
八王子市	16	1	12	20	3	3	398	-	1	7	2	
町田市	23	-	11	15	-	-	379	-	-	5	-	
西多摩	32	-	27	66	6	2	820	5	-	44	14	
南多摩	22	-	7	38	-	-	674	4	1	11	7	
多摩立川	77	-	87	108	1	2	1,574	102	-	32	1	
多摩府中	115	-	34	88	5	4	3,065	27	8	30	39	
多摩小平	86	1	24	18	5	-	1,137	-	-	9	3	
大島	3	2	1	42	-	3	458	-	1	4	3	
三宅	-	-	-	19	-	-	169	-	-	-	1	
八丈	5	-	3	50	-	-	188	-	-	7	2	
小笠原	-	-	-	-	1	-	47	-	-	1	8	
市場	-	-	-	281	-	-	9,654	-	-	22	-	
センター	136	5	38	312	8	10	11,675	-	-	106	8	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	86	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工
27年度	全都	170	188	461	1,787	41,943	14	214	9,153	9,929	12,996
	都	84	56	150	1,501	22,910	5	199	2,458	6,509	9,568
	区	83	124	288	278	18,199	9	15	6,343	3,287	3,224
	市	3	8	23	8	834	-	-	352	133	204
28年度	全都	169	199	544	1,627	42,785	7	166	9,847	9,360	13,263
	都	88	61	184	1,333	24,228	4	155	2,994	6,258	9,542
	区	78	135	341	293	17,953	3	11	6,721	3,030	3,628
	市	3	3	19	1	604	-	-	132	72	93
千代田区	1	1	5	5	721	-	-	82	278	501	
中央区	-	2	7	119	1,142	-	-	301	221	208	
港区	-	3	12	7	1,094	-	2	242	76	93	
新宿区	1	3	14	4	1,167	-	-	197	397	123	
文京区	-	4	19	9	780	-	-	229	109	166	
台東区	3	6	22	7	1,004	-	4	163	181	77	
墨田区	6	6	37	12	449	-	-	220	105	77	
江東区	2	5	21	25	1,481	-	-	406	246	450	
品川区	-	1	4	1	196	-	-	122	89	126	
目黒区	3	1	7	-	213	1	-	140	139	134	
大田区	8	10	13	10	668	-	-	547	99	62	
世田谷区	3	10	13	2	1,065	-	-	72	114	64	
渋谷区	2	1	12	-	440	-	-	247	174	263	
中野区	-	1	6	2	461	1	-	175	45	83	
杉並区	6	3	9	3	794	-	-	449	81	145	
豊島区	-	33	12	5	2,125	-	-	207	148	205	
北区	4	4	11	3	560	-	-	446	86	120	
荒川区	2	8	7	3	222	-	-	195	59	107	
板橋区	5	3	22	6	594	-	-	468	63	202	
練馬区	3	7	14	11	674	-	4	494	99	169	
足立区	4	3	11	1	398	1	-	345	81	53	
葛飾区	22	16	37	23	1,224	-	1	704	72	105	
江戸川区	3	4	26	35	481	-	-	270	68	95	
八王子市	2	3	14	-	328	-	-	41	55	47	
町田市	1	-	5	1	276	-	-	91	17	46	
西多摩	9	16	13	7	458	1	2	251	51	105	
南多摩	5	6	3	2	418	-	1	216	43	80	
多摩立川	15	-	29	22	946	2	2	423	159	210	
多摩府中	19	20	65	40	1,606	-	-	1,211	153	445	
多摩小平	3	2	12	5	517	-	-	586	81	107	
大島	5	-	11	32	315	-	17	70	1	11	
三宅	4	-	1	31	125	-	-	7	-	18	
八丈	9	4	6	7	117	-	-	36	4	1	
小笠原	-	3	5	3	21	-	-	6	-	5	
市場	-	-	-	876	8,435	-	133	188	5,727	6,241	
センター	19	10	39	308	11,184	1	-	-	39	2,319	
芝浦食肉	-	-	-	-	86	-	-	-	-	-	

(平成29年3月末現在)

	(総数)	食品衛生法施行 細則第十六条に 規定する営業	許可を要しない 食品製造業	許可を要しない 食品販売業	製造・販売業 器具・容器包 材	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	(規定再掲) 食品衛生法施行 細則第十七条に 規定する営業
27年度	全都	187,684	4,064	163,532	12,555	2	7,530	1	147
	都	115,319	587	101,732	7,656	1	5,342	1	3
	区	65,869	3,460	56,954	3,743	1	1,711	-	144
	市	6,496	17	4,846	1,156	-	477	-	-
28年度	全都	174,712	5,020	152,185	10,585	1	6,906	15	211
	都	108,057	604	95,426	6,918	-	5,094	15	3
	区	63,325	4,408	53,822	3,306	1	1,788	-	208
	市	3,330	8	2,937	361	-	24	-	-
千代田区	525	269	256	-	-	-	-	-	6
中央区	2,822	5	2,794	22	-	1	-	-	12
港区	2,567	-	2,567	-	-	-	-	-	65
新宿区	293	12	268	13	-	-	-	-	21
文京区	1,112	60	982	62	-	8	-	-	10
台東区	2,642	70	2,406	121	-	45	-	-	14
墨田区	1,096	98	985	13	-	-	-	-	-
江東区	1,017	296	591	55	-	75	-	-	-
品川区	1,503	1	1,170	166	-	166	-	-	8
目黒区	1,978	1	1,962	5	1	9	-	-	2
大田区	3,797	1	3,719	55	-	22	-	-	3
世田谷区	5,113	141	4,601	254	-	117	-	-	4
渋谷区	1,726	784	942	-	-	-	-	-	28
中野区	3,844	830	3,014	-	-	-	-	-	12
杉並区	6,925	380	5,289	867	-	389	-	-	1
豊島区	4,608	214	4,213	52	-	129	-	-	5
北区	3,243	447	2,304	218	-	274	-	-	4
荒川区	2,093	9	1,512	379	-	193	-	-	1
板橋区	3,932	192	3,530	155	-	55	-	-	-
練馬区	4,610	43	4,410	157	-	-	-	-	12
足立区	3,349	437	2,265	459	-	188	-	-	-
葛飾区	3,189	113	2,717	242	-	117	-	-	-
江戸川区	1,341	5	1,325	11	-	-	-	-	-
八王子市	704	3	579	98	-	24	-	-	-
町田市	2,626	5	2,358	263	-	-	-	-	-
西多摩	2,009	71	1,625	156	-	143	14	-	-
南多摩	8,622	48	8,134	222	-	218	-	-	-
多摩立川	5,372	35	4,596	207	-	534	-	-	-
多摩府中	9,471	282	8,643	202	-	344	-	-	3
多摩小平	9,573	79	8,361	436	-	697	-	-	-
大島	540	11	525	4	-	-	-	-	-
三宅	888	-	888	-	-	-	-	-	-
八丈	103	11	83	8	-	-	1	-	-
小笠原	216	-	188	28	-	-	-	-	-
市場	26,091	-	24,654	1,437	-	-	-	-	-
センター	45,124	67	37,681	4,218	-	3,158	-	-	-
芝浦食肉	48	-	48	-	-	-	-	-	-

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

## 第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成28年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		3,052	2,460	592	1,996	1,706	290	1,056	754	302
	魚介類加工品		2,412	2,299	113	1,057	1,027	30	1,355	1,272	83
冷凍食品	無加熱摂取		733	164	569	351	70	281	382	94	288
	凍結前加熱済・加熱後摂取		367	254	113	137	89	48	230	165	65
	凍結前未加熱・加熱後摂取		1,246	358	888	501	183	318	745	175	570
	生食用冷凍鮮魚介類		171	1	170	72	1	71	99	-	99
肉・卵類及びその加工品			13,447	8,660	4,787	4,898	3,560	1,338	8,549	5,100	3,449
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1,063	1,063	-	74	74	-	989	989	-
	乳製品		1,372	943	429	359	150	209	1,013	793	220
	乳類加工品		176	167	9	60	60	-	116	107	9
	アイスクリーム類・氷菓		355	342	13	300	299	1	55	43	12
農産物等	穀類及びその加工品		1,551	1,219	332	260	219	41	1,291	1,000	291
	野菜類・果物及びその加工品		12,672	5,285	7,387	1,808	1,450	358	10,864	3,835	7,029
菓 子 類			5,867	5,523	344	2,903	2,845	58	2,964	2,678	286
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,640	1,489	151	258	216	42	1,382	1,273	109
	酒精飲料		307	102	205	21	21	-	286	81	205
	氷雪		8	8	-	8	8	-	-	-	-
	水		213	213	-	207	207	-	6	6	-
その他 の食品	缶詰・びん詰		1,619	702	917	347	121	226	1,272	581	691
	調味料		2,336	1,782	554	1,086	837	249	1,250	945	305
	そうざい類及びその半製品		6,449	6,422	27	5,053	5,047	6	1,396	1,375	21
	上記以外の食品		3,404	3,140	264	1,757	1,673	84	1,647	1,467	180
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		11	11	-	-	-	-	11	11	-
	その他添加物		9	9	-	2	2	-	7	7	-
器具等	器具及び容器包装		328	259	69	-	-	-	328	259	69
	おもちゃ		5	-	-	-	-	-	5	-	5
合 計			60,813	42,875	17,938	23,515	19,865	3,650	37,298	23,010	14,288



### 第3 GLP

#### 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査（試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。）の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理（GLP: Good Laboratory Practice）が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

##### (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者（健康安全研究センター精度管理室長）による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者（各業務管理施設の責任者）に改善措置を要請する。

##### (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成28年4月から平成29年3月まで  
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

##### ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、18施設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

##### (3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成28年6月から平成29年2月まで  
イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター  
ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ29施設を対象に技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

### 3 その他

食品中に残留する農薬等と新たにミネラルウォーター中の化学物質及び下痢性貝毒に関する妥当性評価業務を実施した。

#### 2 検査の精度管理の実施結果（平成28年度）

##### (1) 内部点検

ア 実施期間 平成28年6月から平成29年2月まで  
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 34ヵ所

##### エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設が4施設あった。

##### オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

### 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬 学 ・ 獣 医 学 ・ 歯 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成28年度計		3	36	6	3	35	14	50	31	95	273
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	1	-	3	1	-	5
食肉製品		2	5	4	1	24	9	11	18	52	126
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	1	1	5	-	1	11
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	1	2	-	-	4
添 加 物		1	27	-	2	9	3	29	12	42	125

## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

平成28年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約234万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63

年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成28年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 492検体 (2) 輸入食品の放射能検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 189軒 収去検体数 1,374検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物（2物質） ジメチルイエロー、ジエチルイエロー ○ 農薬（3物質） ブタミホス（除草剤）、ピフェントリン（殺虫剤）、トリフルミゾール（殺菌剤） ○ 動物用医薬品（1物質） シロマジン（殺虫剤）
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を開催 ○ 開催日 平成28年11月14日 ○ 受講者数 434名 ○ 講習内容 1 「食品の栄養表示について」 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 松本 祐子 2 「輸入食品等の安全性確保について」 東京検疫所食品監視課輸入食品監督官 吉富 真理

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、平成28年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成28年4月から平成29年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について492検体102品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが194検体(39.4%)と最も多く、以下、北米107検体(21.7%)、中南米73検体

(14.8%)、大洋州58検体(11.8%)、欧州38検体(7.7%)、アフリカ13検体(2.6%)、中東9検体(1.8%)であった。

生産国の上位5か国は、中国(103検体)、アメリカ(103検体)、フィリピン(36検体)、ニュージーランド(35検体)、メキシコ(35検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、139種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

168検体(40品目)から36種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「メタラキシル及びメフェノキサムを0.02ppm検出したチコリ」1検体(1品目)から基準を超える農薬を検出した。(表2-4-6)

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	173	33 アスパラガス(11)、アンディーブ(1)、エシヤロット(1)、エリンギ(1)、エンダイブ(1)、オクラ(12)、カボチャ(16)、キヌサヤ(1)、グリーンピース(1)、クワイ(1)、ゴボウ(4)、サトイモ(2)、シイタケ(6)、シヨウガ(21)、セロリ(2)、タケノコ(1)、タマネギ(10)、チコリ(5)、トマト(1)、トレビス(9)、ネギ(5)、ニンジン(7)、パプリカ(22)、ブロッコリー(11)、ペコロス(1)、ベビーコーン(8)、マコモタケ(1)、マツタケ(1)、ヤングコーン(1)、リーキ(3)、未成熟インゲン(2)、未成熟エンドウ(3)、芽キャベツ(1)
	冷凍	50	18 アスパラガス(5)、エダマメ(3)、オクラ(2)、カリフラワー(2)、グリーンピース(1)、ゴボウ(2)、コマツナ(1)、サトイモ(7)、ソラマメ(1)、トウモロコシ(3)、パプリカ(1)、ブロッコリー(6)、ホウレンソウ(4)、レンコン(2)、菜の花(3)、未成熟インゲン(4)、未成熟ソラマメ(1)、未成熟エンドウ(2)
	計	223	51
果実	生鮮	166	18 イチゴ(2)、オレンジ(25)、オウトウ(1)、キウイ(18)、グレープフルーツ(21)、スウィーティ(2)、ドラゴンフルーツ(1)、パイナップル(15)、バナナ(14)、パパイヤ(5)、ブドウ(10)、ブルーベリー(4)、マンゴー(10)、メロゴールド(2)、メロン(10)、ラズベリー(3)、リンゴ(2)、レモン(21)
	冷凍	44	10 イチゴ(8)、オウトウ(1)、カシス(1)、スモモ(1)、パイナップル(1)、ブドウ(2)、ブルーベリー(11)、マンゴー(11)、ライチ(3)、ラズベリー(5)
	乾燥	10	8 アンズ(1)、イチジク(1)、オウトウ(1)、スモモ(1)、バナナ(1)、ブドウ(1)、ブルーベリー(1)、マンゴー(3)
	計	220	36
穀類及びその加工品	9	7	アマランサス(1)、キヌア(1)、ハトムギ(1)、ヒエ(1)、モチキビ(1)、麦芽(2)、穀類加工品(2)
豆類及びその加工品	10	6	インゲンマメ(1)、グリーンピース(3)、ササゲ(2)、ダイズ(1)、ヒヨコマメ(2)、緑豆(1)
その他	30	2	野菜加工品(15)、果実加工品(15)
合計	492	102	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (12 種類)	殺虫剤 (10 種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1 種類)	クロルプロファム
	除草剤 (1 種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (55 種類)	殺菌剤 (27 種類)	アゾキシストロビン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ビテルタノール、ピラクロストロビン、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メブロニル
	除草剤 (16 種類)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリブチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセツト、レナシル
	殺虫剤 (11 種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピペロニルブトキシド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1 種類)	パクロブトラゾール
ピレスロイド系農薬 (11 種類)	殺虫剤 (11 種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
有機リン系農薬 (34 種類)	殺虫剤 (29 種類)	E P N、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンシルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	除草剤 (3 種類)	アニロホス、ピペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2 種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
有機塩素系農薬 (3 種類)	殺菌剤 (1 種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (2 種類)	クロルデン、クロロベンジレート
その他の農薬 (23 種類)	殺菌剤 (4 種類)	ジクロシメット、ピロキロン、フェノキサニル、フルキンコナゾール
	除草剤 (9 種類)	シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、テルブトリン、ピコリナフェン、ピラフルフェンエチル、プロバジン、ベンフレセート
	殺虫剤 (5 種類)	エトキサゾール、エトフェンプロックス、ジクロフェンチオン、シラフルオフェン、フィプロニル
	防ばい剤 (3 種類)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
	植物成長調整剤 (1 種類)	ウニコナゾール P
	葉害軽減剤 (1 種類)	メフェンピルジエチル
その他 (1 種類)	その他 (1 種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
カーバ メート 系	カルバリル	ブルーベリー	1	0.11	7	ブルーベリー
	チオジカルブ及びメソミル	未成熟インゲン	3	0.01-0.07	5	未成熟いんげん
含窒素系	アセタミプリド	エダマメ	1	0.02	3	えだまめ
		オクラ	2	0.04-0.05	1	オクラ
		ブルーベリー	1	0.03	2	ブルーベリー
		レモン	1	0.01	2	レモン
	アゾキシストロビン	イチゴ	1	0.04	10	イチゴ
		オクラ	1	0.03	3	オクラ
		バナナ	1	0.32	3	バナナ
		ブルーベリー	4	0.01-0.27	5	ブルーベリー
		マンゴー	3	0.03-0.19	1	マンゴー
		ラズベリー	1	0.06	5	ラズベリー
		レモン	3	0.02-0.57	10	レモン
	イミダクロプリド	オクラ	5	0.02-0.06	0.7	オクラ
		オウトウ	2	0.02-0.13	2	オウトウ
		オレンジ	1	0.01	0.7	オレンジ
		カボチャ	3	0.01-0.05	1	カボチャ
		グレープフルーツ	4	0.01-0.03	0.7	グレープフルーツ
		ショウガ	1	0.03	0.3	ショウガ
		スウィーティ	1	0.02	0.7	スウィーティ
		トレビス	3	0.01-0.03	5	その他のキク科野菜
		パプリカ	2	0.06-0.11	3	ピーマン
		ブルーベリー	4	0.02-0.20	4	ブルーベリー
		ハウレンソウ	1	0.03	15	ハウレンソウ
		マンゴー	1	0.02	1	マンゴー
		メロン	2	0.01-0.02	0.2	メロン
		ラズベリー	1	0.01	4	ラズベリー
	クレソキシムメチル	パプリカ	1	0.16	2	ピーマン
		ブドウ	1	0.03	15	ブドウ
	クロチアニジン	パプリカ	1	0.02	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.04	5	ブドウ
		ブルーベリー	1	0.01	0.2	ブルーベリー
	ジノテフラン	オクラ	1	0.05	2	オクラ
		パプリカ	3	0.01-0.23	3	ピーマン
	ジフェノコナゾール	未成熟エンドウ	1	0.01	0.7	未成熟エンドウ
チアクロプリド	パプリカ	1	0.06	5	ピーマン	
チアメトキサム	イチゴ	1	0.02	2	イチゴ	
	オクラ	1	0.01	0.7	オクラ	
	カボチャ	1	0.01	0.5	カボチャ	
	サトイモ	1	0.01	0.3	サトイモ	
	ショウガ	1	0.01	0.01	ショウガ	
	トレビス	1	0.02	3	その他のキク科野菜	
	ネギ	1	0.04	2	ネギ	
	パプリカ	1	0.09	1	ピーマン	
	メロン	1	0.01	0.3	メロン	
レモン	1	0.01	1	レモン		
テトラコナゾール	パプリカ	1	0.01	1	ピーマン	
テブコナゾール	オウトウ	2	0.03-0.36	5	オウトウ	
	ブドウ	2	0.01-0.02	10	ブドウ	
	リーキ	1	0.01	0.7	ネギ	
	未成熟エンドウ	1	0.03	0.5	未成熟エンドウ	
テブフェンピラド	パプリカ	1	0.02	1	ピーマン	
ピペロニルプトキシド	トマト	1	0.09	1	トマト	

\*平成 29 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
	ピペロニルブトキシド	穀類加工品	1	0.04	—	—
	ピラクロストロビン	グレープフルーツ	6	0.01-0.14	2	グレープフルーツ
		ブルーベリー	3	0.01-0.12	4	ブルーベリー
		ラズベリー	2	0.03-0.05	3	ラズベリー
	ピリプロキシフェン	オレンジ	1	0.03	0.5	オレンジ
		グレープフルーツ	3	0.01-0.03	0.5	グレープフルーツ
		スウィーティ	1	0.05	0.5	スウィーティ
		パプリカ	1	0.01	3	ピーマン
		レモン	1	0.03	0.5	レモン
	ピリメタニル	イチゴ	2	0.11-0.53	10	イチゴ
		グレープフルーツ	4	0.08-2.4	10	グレープフルーツ
		スウィーティ	1	0.13	10	スウィーティ
		ブドウ	2	0.15-0.32	10	ブドウ
		ラズベリー	1	0.01	10	ラズベリー
		レモン	2	0.02-0.40	10	レモン
		未成熟エンドウ	1	0.03	0.3	未成熟エンドウ
	ブプロフェジン	グレープフルーツ	2	0.01-0.02	3	グレープフルーツ
		レモン	1	0.02	3	レモン
	フルジオキサニル	ブドウ	1	0.09	5	ブドウ
	プロピコナゾール	セロリ	1	0.01	5	セロリ
	ボスカリド	トレビス	1	0.01	40	その他のキク科野菜
		パプリカ	1	0.45	10	ピーマン
		ブドウ	4	0.07-0.13	10	ブドウ
		ブルーベリー	9	0.01-0.77	10	ブルーベリー
		ラズベリー	4	0.02-0.37	10	ラズベリー
	マイクロブタニル	イチゴ	1	0.03	1	イチゴ
		カボチャ	2	0.01-0.03	1	カボチャ
		ブドウ	1	0.06	1	ブドウ
		ラズベリー	1	0.04	1	ラズベリー
	メトラキシル及び メフェノキサム	カボチャ	1	0.02	0.2	カボチャ
チョコリ		1	0.02	0.01	チョコリ	
パプリカ		1	0.05	2	ピーマン	
ピレスロイド系	シハロトリン	オウトウ	1	0.03	0.5	オウトウ
		マンゴー	1	0.01	0.5	マンゴー
	ピフェントリン	ブドウ	1	0.01	2	ブドウ
	フェンプロパトリン	オウトウ	1	0.05	5	オウトウ
		オレンジ	1	0.03	5	オレンジ
		ブルーベリー	1	0.01	5	ブルーベリー
有機リン系	アセフェート	マンゴー	1	0.01	0.01	マンゴー
		緑豆	1	0.03	1	その他の豆類
	クロルピリホス	オレンジ	3	0.02-0.26	1	オレンジ
		グレープフルーツ	7	0.01-0.09	1	グレープフルーツ
		バナナ	5	0.01-0.03	3	バナナ
		ブドウ	1	0.03	1.0	ブドウ
		マンゴー	1	0.02	0.05	マンゴー
		リーキ	1	0.01	0.2	ネギ
		レモン	8	0.03-0.08	1	レモン
	ジメトエート	マンゴー	1	0.07	1	マンゴー
		未成熟インゲン	1	0.04	1	未成熟インゲン
	マラチオン	イチゴ	1	0.04	1	イチゴ
		ブルーベリー	4	0.01-0.04	10	ブルーベリー
		ラズベリー	1	0.14	8	ラズベリー
	メタミドホス	緑豆	1	0.05	8	その他の豆類

\*平成 29 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その3)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
その他の農薬	イマザリル	オレンジ	15	0.03-2.3	5.0	オレンジ
		グレープフルーツ	17	0.03-1.9	5.0	グレープフルーツ
		スウィーティ	2	1.4-2.4	5.0	その他のかんきつ類果実
		バナナ	1	0.09	2.0	バナナ
		マンダリン	2	0.15-1.8	5.0	オレンジ
		メロゴールド	1	1.0	5.0	その他のかんきつ類果実
		レモン	11	0.03-1.9	5.0	レモン
	オルトフェニルフェノール	オレンジ	1	0.68	10	オレンジ
		グレープフルーツ	5	0.26-1.1	10	グレープフルーツ
	チアベンダゾール	オレンジ	15	0.02-2.2	10	オレンジ
		グレープフルーツ	14	0.01-1.5	10	グレープフルーツ
		スウィーティ	2	2.2-2.7	10	その他のかんきつ類果実
		バナナ	1	0.03	3	バナナ
		マンダリン	2	0.75-3.0	10	オレンジ
		メロゴールド	1	1.0	10	その他のかんきつ類果実
		レモン	11	0.01-1.2	10	レモン
	その他	臭素	イチジク	1	1	60
オウトウ			1	2	20	オウトウ
オレンジ			2	1	30	オレンジ
グリーンピース			1	2	50	未成熟エンドウ
パイナップル			1	2	20	パイナップル
バナナ			3	1-2	20	バナナ
ヒエ			1	8	50	ヒエ
ヒヨコマメ			2	1-2	200	その他の豆類
ブルーベリー			1	3	20	ブルーベリー
メロン			2	1	230	メロン類果実
モチキビ			1	1	50	その他の穀類
ラズベリー			1	8	20	ラズベリー
リンゴ			1	2	20	リンゴ
レモン			1	1	30	レモン
穀類加工品			2	2-6	-	-
麦芽			2	2-5	50	その他の穀類
緑豆			1	3	200	その他の豆類

\*平成 29 年 3 月時点



表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その1)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.53	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	マイクロブタニル	0.03	市場衛生検査所
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	1	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	オウトウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	シハロトリン	0.03	市場衛生検査所
果実 冷凍	オウトウ	アメリカ	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	テブコナゾール	0.36	市場衛生検査所
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	フェンプロバトリン	0.05	市場衛生検査所
果実 乾燥	オウトウ	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アセタミプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジノテフラン	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.34	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.64	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.68	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.19	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.44	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.97	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	2.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	フェンプロバトリン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.90	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.75	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	3.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.60	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メトラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	グリーンピース	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.20	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.22	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.72	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.54	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.83	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.24	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.31	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.53	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	チアベンダゾール	0.76	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	ピリメタニル	0.46	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	チアベンダゾール	0.92	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.58	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.4	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.29	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.80	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	2.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ブプロフェジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	サトイモ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	イマザリル	1.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	イマザリル	2.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	チアベンダゾール	2.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	チアベンダゾール	2.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	ピリプロキシフェン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	スウィーティ	イスラエル	ピリメタニル	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	プロピコナゾール	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	チコリ	ベルギー	メタラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トマト	アメリカ	ピベロニルブトキシド	0.09	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	イマザリル	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	チアベンダゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.32	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テプフェンピラド	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	メタラキシル及びメフェノキサム	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレゾキシムメチル	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.22	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.23	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアクロプリド	0.06	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.09	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.45	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	ヒエ	インド	臭素	8	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ヒヨコマメ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ヒヨコマメ	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	クロチアニジン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.32	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	クレソキシムメチル	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオクソニル	0.09	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.12	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.10	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アズキシストロビン	0.27	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.20	健康安全研究センター
果実 乾燥	ブルーベリー	アメリカ	カルバリル	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.10	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.18	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.30	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.02	市場衛生検査所
果実 乾燥	ブルーベリー	アメリカ	臭素	3	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.12	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	日本	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	日本	ピラクロストロビン	0.12	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	日本	ボスカリド	0.77	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	フェンプロパトリン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ブロッコリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	中国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	オーストラリア	ジメトエート	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アズキシストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	フィリピン	アズキシストロビン	0.19	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	フィリピン	シハロトリン	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	マンゴー	ベトナム	アセフェート	0.01	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	イマザリル	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	チアベンダゾール	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	アメリカ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及び その加工品	モチキビ	中国	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ボスカリド	0.37	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	臭素	8	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	カナダ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	カナダ	ボスカリド	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	カナダ	マラチオン	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	ニュージーランド	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	ベルギー	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.57	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.72	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.93	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.53	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.77	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.17	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.24	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その6）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.27	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.45	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	ピリメタニル	0.20	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	ピリメタニル	0.40	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	南アフリカ	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
その他	穀類加工品	イギリス	ピペロニルブトキシド	0.04	健康安全研究センター
その他	穀類加工品	イギリス	臭素	6	健康安全研究センター
その他	穀類加工品	ドイツ	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	アメリカ	臭素	5	健康安全研究センター
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	ジメトエート	0.04	健康安全研究センター
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	台湾	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	台湾	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	台湾	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	ミャンマー	アセフェート	0.03	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	ミャンマー	メタミドホス	0.05	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	ミャンマー	臭素	3	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	チコリ	ベルギー	メタラキシル及びメフェノキサム 0.02	0.01（一律基準）	健康安全研究センター

\*平成 29 年 3 月時点

### 第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成28年度の結果は以下のとおりである。

#### 1 検査対象食品

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*1

パパイヤ、米加工品（米粉、ビーフン等）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンフラワー、コーンスープ等）

##### (2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査\*2

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照。

\*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品である米(63Bt、NNBt、CpTI)、とうもろこし(CBH351(スターリンク)、Bt10)及びパパイヤ(PRSV-YK、PRSV-SC)が含まれているかどうかを確認する検査。

\*2 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか(定性)、含まれている場合にはその含有量を確認(定量)し、表示が適正に行われているかを確認する検査。

#### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

#### 3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

#### 4 検査機関

健康安全研究センター

#### 5 実施期間

平成28年4月から平成29年3月

#### 6 実施結果

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査(表2-4-7)

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計80検体

から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対 象 品 目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 <sup>※1</sup>
とうもろこし		13	13		
バパイヤ		6	6		
米加工品	米粉	13	13		
	ビーフン	6	6		
	その他の米加工品	3	3		
とうもろこし 加工品	スナック菓子	7	7		
	スイートコーン	12	12		
	コーンスープ	13	13		
	ポップコーン	7	7		
合計		80	80	0	0

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの



## 第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	590	0	0					
魚介類加工品	114	1	0.88	ムール貝	アイルランド	食品衛生法 第6条第2号	有害、有毒物質の混入	答申書徴収、 違反通報
無加熱摂取 冷凍食品	569	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	113	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	888	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	170	0	0					
肉・卵類及び その加工品	4,787	1	0.02	加熱食肉製品 (加熱後包装)	中国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	答申書徴収、 違反通報
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	429	0	0					
乳類加工品	9	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	13	0	0					
穀類及び その加工品	332	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	7,387	2	0.03	チョコリ	ベルギー	食品衛生法 第11条第3項	農薬の一律基準違反	答申書徴収、 違反通報
菓子類	339	1	0.29	菓子	タイ	食品衛生法 第10条	指定外添加物	回収指示 販売禁止命令
清涼飲料水	150	1	0.67	マンゴー ジュース	アラブ首長国 連邦	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
酒精飲料	205	0	0					
冰雪	0	0	—					
水	0	0	—					
缶詰・びん詰	917	0	0					
調味料	554	0	0					
そうざい類及び その半製品	26	1	3.85	味付けメンマ	中国	食品衛生法 第11条第2項	添加物の対象外使用	回収指示、 販売禁止命令
上記以外の食品	264	0	0					
添加物及び その製剤	0	0	—					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	67	0	0					
おもちゃ	5	0	0					
合計	17,928	7	0.04					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
菓子類	菓子	食品衛生法 第10条	指定外添加物	TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)0.001g/kg 検出	世田谷区	タイ
野菜類・果物及び その加工品	乾燥果実	食品表示法 第5条	添加物表示なし	二酸化硫黄 0.06g/kg 検出	荒川区	イラン
清涼飲料水	マンゴージュ ース	食品表示法 第5条	添加物表示なし	食用黄色5号検出	荒川区	アラブ首長国 連邦
魚介類加工品	ムール貝	食品衛生法 第6条第2号	有害、有毒物質の混入	下痢性貝毒 0.26mg0A 当量/kg 検出	健康安全研究 センター	アイルランド
肉・卵類及びその加工品	加熱食肉製品 (加熱後包装)	食品表示法 第5条	添加物表示なし	エリソルビン酸 0.21g/kg 検出	健康安全研究 センター	中国
野菜類・果物及びその加 工品	チョコリ	食品衛生法 第11条第3項	農薬の一律基準違反	メタラキシル及びメフエノキサム 0.02ppm 検出	健康安全研究 センター	ベルギー
そうざい類及び その半製品	味付けメンマ	食品衛生法 第11条第2項	添加物の対象外使用	デヒドロ酢酸 0.13g/kg 検出	江戸川区 台東区	中国

## 第5節 食品中の放射性物質対策

### 第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

平成28年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

#### 1 実施期間

平成28年4月から平成29年3月まで

#### 2 実施機関

健康安全研究センター

#### 3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所

#### 4 実施対象施設

デパート、スーパー等

#### 5 検査対象食品

生鮮食品、加工食品

### 6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

### 7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり。

した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

1200品目の食品について放射性物質検査を実施

表2-5-1 平成28年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	193	42					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	210	17	3		1		
肉類・卵類及びその加工品	65	7					
水産物及びその加工品	217	6					
乳製品	115	7					
その他の加工品 (複合食品等)	72	19	1				
牛乳類	136	0					
乳児用食品	40	0					
飲料水	52	2					
合計	1,100	100	4		1		

**第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査**

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施した。平成28年度は88,307頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

**<参考>都内産の農林水産物等に関する検査**

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(平成28年度)

	検査検体数	基準値を超えた検体数
農産物	146	0
水産物	52	0
原乳	9	0
茶・茶飲料	5	0
合計	212	0

## 第6節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に6施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導班及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：kℓ）

（平成28年度）

種別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	45,601	24,238	-	10,493

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

平成28年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりである。また、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況

（平成29年3月末現在）

品目	牛乳	脱脂乳	アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料	乳飲料
承認数	4	2	0	0	2	2

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）

（平成28年度）

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	244	1,889	0	117	972	0	127	917	0
生乳	30	480	0	30	480	0			
製品	牛乳	19	172	0	19	172	0		
	成分調整牛乳	1	6	0	1	6	0		
	低脂肪牛乳	1	8	0	1	8	0		
	加工乳								
	クリーム								
	乳飲料	13	136	0				13	136
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ	9	119	0				9	119
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	3	54	0				3	54
	発酵乳	18	186	0				18	186
	乳酸菌飲料	3	27	0				3	27
	乳主原	7	100	0				7	100
	氷菓								
	清涼飲料水	7	82	0	7	82	0		
	菓子類	7	104	0				7	104
その他	2	28	0				2	28	
小計	90	1,022	0	28	268	0	62	754	
その他	容器包装								
	その他	124	387	0	59	224	0	65	163
小計	124	387	0	59	224	0	65	163	

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 28 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	111	446	38	143	0	59	265	2	14	38	
生乳	4	8							4	8	
製品	牛乳	50	192	19	67	0	21	95	2	10	30
	成分調整牛乳	4	18	2	8	0	2	10	0		
	低脂肪牛乳										
	加工乳										
	クリーム										
	乳飲料	23	103	12	48	0	11	55	0		
	発酵乳	15	60				15	60	0		
	乳酸菌飲料	3	12				3	12	0		
	乳主原	2	8				2	8	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	10	45	5	20	0	5	25	0		
	菓子類										
	その他										
小計	107	438	38	143	0	59	265	2	10	30	
その他											

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 28 年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 28 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT※ <sup>1</sup>	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.004
	スルファジミジン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※<sup>1</sup> p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※<sup>2</sup> 簡易法にて実施

## 第7節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成28年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、省令改正により平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48ヶ月齢を超える牛となった。この改正に伴い、都では同年7月1日以降、48ヶ月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が検査が必要と判断した牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12ヶ月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わら

[平成28年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月30日	
	実技試験 8月1日から8月3日まで	
受験申込み者数	223名	
合格者数	120名	
合格率	56.3%	
免許証交付数	140名	(条例制定以来、平成28年度末までの免許証交付数21,258件)

ず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成28年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

平成28年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び平成 28 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 21 年度		274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度		269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 23 年度		254,226	89,164	-	16	165,032	-	14
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 27 年度		303,059	93,275	-	3	209,778	-	3
平成 28 年度		289,112	88,309	-	-	200,798	-	5
平成 28 年度と畜 場別内訳	芝 浦	289,105	88,307	-	-	200,798	-	-
	新 島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈町	7	2	-	-	-	-	5





表 2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成 28 年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,822	168,624	4,412	249	0	0	239
築地	1,833	122,567	2,270	149	0	0	153
大田	627	30,194	968	39	0	0	39
足立	362	15,863	1,174	61	0	0	47

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	51,746	23,646	28,100	167	6,986	23	607	299
築地	26,637	10,222	16,415	46	1,840	17	405	134
大田	14,267	8,036	6,231	58	1,994	5	145	82
足立	10,842	5,388	5,454	63	3,152	1	57	83

\* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。  
また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-7-4 検査対象品目別検査数（平成 28 年度）

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			4,412	1,080	278	392	124	2,538
検 査 件 数			51,746	7,125	5,882	15,269	712	22,758
生物学的検査	細 菌 数		3,063	331	261	103	22	2,346
	大 腸 菌 群		2,898	254	261	103	22	2,258
	大 腸 菌		2,970	331	261	98	22	2,258
	黄色ブドウ球菌		2,964	296	274	103	22	2,269
	腸炎ビブリオ		2,914	326	144	92	2	2,350
	その他ビブリオ		5,822	652	288	184	4	4,694
	サルモネラ		3,162	296	274	98	226	2,268
	セレウス菌		2,864	282	261	103	22	2,196
	腸管出血性大腸菌		636	456	—	180	—	—
	ノロウイルス		130	130	—	—	—	—
	抗菌性物質		—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵		—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト		—	—	—	—	—	—
	そ の 他		677	155	—	—	—	522
小 計			28,100	3,509	2,024	1,064	342	21,161
理化学的検査	保 存 料		4,025	936	1,539	909	144	497
	殺 菌 料		53	—	53	—	—	—
	漂 白 剤		433	4	224	140	2	63
	着 色 料		4,769	1,176	1,616	1,125	192	660
	甘 味 料		888	208	342	190	32	116
	発 色 剤		19	—	19	—	—	—

リン酸	42	—	—	39	—	3
防カビ剤	247	—	—	240	—	7
残留農薬	11,618	217	—	11,165	—	236
P C B	125	125	—	—	—	—
重金属	水銀	468	464	—	—	4
	その他	252	—	—	252	—
放射能	30	—	—	30	—	—
硝酸・亜硝酸	96	—	—	96	—	—
動物用医薬品	376	366	—	—	—	10
その他	205	120	65	19	—	1
小計	23,646	3,616	3,858	14,205	370	1,597

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (平成28年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査項目等							
検査	検体数	4,412	1,080	278	392	124	2,538
	検査件数	51,746	7,125	5,882	15,269	712	22,758
	不良検体数	249	11	12	5	—	221
不利益処分件数	営業禁停止	—	—	—	—	—	—
	販売禁止	—	—	—	—	—	—
	廃棄	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	数量(kg)	—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄	—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)	—	—	—	—	—	—
	任意廃棄	—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)	—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導	235	10	9	5	—	211
	始末書	2	—	—	—	—	2
	返品	—	—	—	—	—	—
	違反通報等	2	—	—	—	—	2

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は310施設ある。そのうち、26施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約14.3万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成28年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成28年度）

処理羽数		143,519	
基準適合羽数		143,465	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)		全部廃棄	9
		一部廃棄	45
		小計	54
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	9
		一部廃棄	27
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	18
内臓全部廃棄		-	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成28年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	5	5	20	1	2
多摩府中	11	16	59	5	25
多摩小平	8	11	13	-	-
島しょ	2	2	4	-	-
健康安全研究センター	(1)	(1)	-	(2)	-
東京都計	26	34	96	6	27
《参考》特別区計	281		336	32	30
《参考》八王子市	3		8	-	-
《参考》町田市	-		-	1	-

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（平成28年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	87	56	12	56
検査項目数	380	1,148	96	168

## 第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

### 4 調査結果

#### (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-8-1)

#### イ 検査結果

総水銀については、合計428検体を検査した結果、最大値4.35ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、88検体について検査を行い、その結果は、最大値1.89ppm、最小値0.06ppmであった(表2-8-2)。平成28年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、アオハタ1検体、クロムツ1検体、ユメカサゴ2検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体はなかった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成28年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	124	363
	貝	15	45
	小計	139	408
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		139	428

〔参考〕 都が行っている自主規制措置(平成29年3月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成 28 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	5	5	0.20	0.04	0.10	0	0	—	—	—	北海道、岩手
2	アオハタ	4	4	0.62	0.16	0.35	2	2	0.48	0.29	0.39	山口、長崎
3	アオメエソ	2	2	0.08	0.02	0.05	0	0	—	—	—	茨城、愛知
4	アオリイカ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	—	—	—	静岡
5	アカアマダイ	5	5	0.18	0.05	0.13	0	0	—	—	—	静岡、福井、山口、長崎、鹿児島
6	アカカマス	8	8	0.46	0.06	0.20	1	1	0.21	0.21	0.21	千葉、神奈川、静岡、三重、愛媛、大分、長崎
7	アカガレイ	2	2	0.12	0.06	0.09	0	0	—	—	—	北海道
8	アカシタビラメ	2	2	0.16	0.02	0.09	0	0	—	—	—	大阪、鹿児島
9	アカハタ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	三重
10	アカムツ	1	1	0.24	0.24	0.24	0	0	—	—	—	長崎
11	アカヤガラ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	鹿児島
12	アサバカレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	アメリカ
13	アンコウ	2	2	0.12	0.08	0.10	0	0	—	—	—	北海道、宮城
14	イイダコ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	佐賀
15	イサキ	6	6	0.23	0.07	0.15	0	0	—	—	—	東京、愛媛、長崎
16	イシガレイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	宮城
17	イシダイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	長崎
18	イズカサゴ	1	1	0.23	0.23	0.23	0	0	—	—	—	長崎
19	イトヨリダイ	3	3	0.13	0.11	0.12	0	0	—	—	—	熊本、鹿児島
20	イボダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	三重
21	イワシグジラ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北西太平洋
22	ウシエビ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	インドネシア
23	ウスメバル	2	2	0.10	0.06	0.08	0	0	—	—	—	青森、石川
24	ウマヅラハギ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	石川
25	ウメイロ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	長崎
26	エゾイソアイナメ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
27	オキメダイ	2	2	0.15	0.10	0.13	0	0	—	—	—	ニュージーランド
28	カサゴ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	三重
29	カツオ	6	6	0.29	0.18	0.24	0	0	—	—	—	宮城、千葉、鹿児島
30	カラスガレイ	4	4	0.10	0.04	0.07	0	0	—	—	—	アメリカ、ノルウェー、ロシア
31	カワハギ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	福岡
32	カンパチ	4	4	0.21	0.10	0.16	0	0	—	—	—	高知、愛媛、鹿児島
33	キス	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉
34	キダイ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	—	—	—	長崎
35	キチジ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	—	—	—	北海道
36	キチヌ	2	2	0.17	0.11	0.14	0	0	—	—	—	大阪
37	キハダ	2	2	0.42	0.35	0.39	2	2	0.14	0.12	0.13	千葉、石川
38	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	熊本
39	ギンダラ	3	3	0.47	0.16	0.31	2	2	0.29	0.14	0.22	アメリカ
40	キンメダイ	7	7	1.54	0.68	1.14	7	7	0.80	0.27	0.52	東京、静岡、クック諸島、ニュージーランド
41	クロソイ	2	2	0.13	0.04	0.09	0	0	—	—	—	青森
42	クロダイ	5	5	0.24	0.12	0.15	0	0	—	—	—	北海道、千葉、大阪、鹿児島
43	クロマグロ	4	4	0.66	0.09	0.46	3	3	0.29	0.16	0.22	北海道、茨城、熊本、アイルランド
44	クロムツ	26	26	0.64	0.13	0.34	15	15	0.38	0.13	0.20	東京、長崎、鹿児島
45	クロメバル	2	2	0.11	0.04	0.08	0	0	—	—	—	青森、石川
46	ケンサキイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	山口
47	コウイカ	3	3	0.04	0.01	0.02	0	0	—	—	—	千葉、兵庫
48	コショウダイ	2	2	0.59	0.09	0.34	1	1	0.19	0.19	0.19	愛媛、長崎
49	コノシロ	4	4	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉、佐賀、熊本
50	ゴマサバ	6	6	0.25	0.11	0.17	0	0	—	—	—	岩手、千葉、神奈川、石川、三重、愛媛
51	コロダイ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	長崎
52	サーモントラウト	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	チリ
53	サクラエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	台湾
54	サヨリ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	神奈川
55	サワラ	7	7	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	岩手、富山、三重、徳島、高知、韓国
56	サンマ	3	3	0.06	0.05	0.06	0	0	—	—	—	青森、岩手、千葉
57	シイラ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	三重

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成28年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
58	シバエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	佐賀
59	シマアジ	5	5	0.38	0.20	0.30	3	3	0.15	0.09	0.12	三重、香川、愛媛
60	シラウオ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	中国
61	シロギス	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	愛知
62	シログチ	2	2	0.37	0.19	0.28	1	1	0.16	0.16	0.16	兵庫
63	スケトウダラ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	青森
64	ズズキ	17	17	0.47	0.06	0.16	12	12	0.18	0.06	0.10	宮城、千葉、東京、神奈川、福井、大阪
65	スルメイカ	4	4	0.06	0.03	0.04	0	0	—	—	—	北海道、青森、石川
66	タイヘイヨウサケ	2	2	0.03	0.01	0.02	0	0	—	—	—	チリ、ノルウェー
67	タカベ	2	2	0.10	0.07	0.09	0	0	—	—	—	東京
68	タチウオ	3	3	0.26	0.06	0.14	0	0	—	—	—	徳島、愛媛、パキスタン
69	チダイ	4	4	0.33	0.06	0.16	1	1	0.08	0.08	0.08	青森、愛媛、鹿児島
70	トクビレ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
71	トビウオ	2	2	0.09	0.06	0.08	0	0	—	—	—	新潟、高知
72	ナガスクジラ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.13	0.13	0.13	アイスランド
73	ニシン	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
74	ニベ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	熊本
75	ハチジョウアカムツ	1	1	0.63	0.63	0.63	1	1	0.24	0.24	0.24	東京
76	ババガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
77	ハマダイ	3	3	0.49	0.13	0.27	0	0	—	—	—	東京
78	ハモ	3	3	0.22	0.07	0.15	0	0	—	—	—	兵庫、熊本
79	ヒメダイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	東京
80	ヒラスズキ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	長崎
81	ヒラマサ	2	2	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	石川、島根
82	ヒラメ	7	7	0.17	0.06	0.09	0	0	—	—	—	宮城、茨城、千葉、韓国
83	ブリ	9	9	0.56	0.08	0.19	1	1	0.16	0.16	0.16	青森、千葉、神奈川、三重、高知、愛媛、大分、長崎
84	ヘダイ	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	—	—	—	鹿児島
85	ホウボウ	2	2	0.21	0.08	0.15	0	0	—	—	—	大分、長崎
86	ホッケ	2	2	0.21	0.07	0.14	0	0	—	—	—	北海道
87	ホッコクアカエビ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	北海道、ロシア
88	マアジ	7	7	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	秋田、兵庫、島根、山口、大分、長崎
89	マアナゴ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	韓国
90	マイワシ	7	7	0.03	0.01	0.02	0	0	—	—	—	北海道、千葉、大阪
91	マカジキ	1	1	1.16	1.16	1.16	1	1	0.49	0.49	0.49	千葉
92	マガレイ	2	2	0.06	0.04	0.05	0	0	—	—	—	北海道、宮城
93	モコガレイ	6	6	0.04	0.01	0.02	0	0	—	—	—	青森、岩手、千葉
94	マゴチ	5	5	0.28	0.05	0.12	0	0	—	—	—	千葉、大分
95	マサバ	9	9	0.28	0.05	0.16	0	0	—	—	—	岩手、福島、千葉、石川、大分、アイスランド
96	マダイ	7	7	0.36	0.09	0.18	0	0	—	—	—	兵庫、愛媛、佐賀
97	マダラ	1	1	0.25	0.25	0.25	0	0	—	—	—	青森
98	マトウダイ	2	2	0.13	0.06	0.10	0	0	—	—	—	宮城、長崎
99	マナガツオ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	大分
100	マホヤ	2	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	宮城
101	ミズタコ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
102	ミナミマグロ	1	1	0.91	0.91	0.91	1	1	0.35	0.35	0.35	南インド洋
103	ムツ	8	8	0.30	0.14	0.20	8	8	0.28	0.10	0.17	静岡
104	メカジキ	3	3	4.35	2.58	3.30	3	3	1.89	1.03	1.32	岩手、和歌山、太平洋
105	メジナ	3	3	0.08	0.03	0.06	0	0	—	—	—	京都、大分、鹿児島
106	メダイ	3	3	0.27	0.10	0.17	0	0	—	—	—	千葉、静岡、長崎
107	メバチ	3	3	0.73	0.62	0.68	3	3	0.28	0.15	0.23	宮崎、太平洋
108	メルルーサ	4	4	0.39	0.32	0.35	4	4	0.31	0.17	0.22	ニュージーランド
109	メロ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	ロシア
110	モンゴウイカ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	タイ
111	ヤナギノマイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
112	ヤリイカ	2	2	0.04	0.03	0.04	0	0	—	—	—	福島、島根
113	ユメカサゴ	21	21	0.59	0.16	0.36	14	14	0.39	0.17	0.23	長崎
114	ヨロイイタチウオ	1	1	0.48	0.48	0.48	1	1	0.26	0.26	0.26	長崎
小計		351	350				88	88				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成28年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	4	4	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	中国、ロシア
2	アサリ	7	7	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道、静岡、熊本、中国
3	イワガキ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	大分
4	ウチムラサキ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
5	ウバガイ	4	4	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
6	エゾバイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
7	サラガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
8	シロツブ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	ロシア
9	タイラガイ	3	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知、韓国
10	ナミガイ	3	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
11	ハマグリ	4	4	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉、中国
12	ホタテガイ	5	5	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	青森、岩手、宮城
13	ホンビノスガイ	3	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉
14	マガキ	5	4	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城、三重
15	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	青森
小計		45	40				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.12	0.11	0.12	0	0	—	—	—	愛知、和歌山
2	イワナ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	宮城
3	コイ	2	2	0.24	0.18	0.21	0	0	—	—	—	群馬
4	サクラマス	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
5	サケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	青森
6	スジエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	中国
7	ドジョウ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	中国
8	ニジマス	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	—	—	—	静岡
9	ヤマメ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	宮城
10	ワカサギ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	青森
小計		12	12				0	0				
魚介類加工品		20	15	0.11	0.01	0.04	0	0	—	—	—	
総計		428	417				88	88				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値



## 第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

### 1 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

### 4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果 (平成28年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	86	26	0.11	0.01	0.03	
	内海内湾魚介類	216	65	0.24	0.01	0.05	
	小計	302	91				
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	-	
乳製品 (チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	-	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	-	
食肉	0.5	牛肉	4	0	ND	ND	-
		豚肉	4	0	ND	ND	-
		鶏肉	4	0	ND	ND	-
		牛肝臓	4	0	ND	ND	-
		豚肝臓	4	0	ND	ND	-
		鶏肝臓等	4	0	ND	ND	-
		小計	24	0			
卵類	0.2	16	0	ND	ND	-	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	-	
その他	魚介類加工品等	60	15	0.06	0.01	0.02	
	食用油脂類	14	0	ND	ND	-	
	ベビーフード等	18	0	ND	ND	-	
合計	-	462	106				

注1:NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2:平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その1)

(平成 28 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アオメエソ	2	0	ND	ND	-	茨城、愛知
2		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
3		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
4		アサバガレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
5		アンコウ	2	0	ND	ND	-	北海道、宮城
6		イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	北西太平洋
7		カツオ	5	0	ND	ND	-	岩手、宮城、千葉、鹿児島
8		カミナリイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	タイ
9		カラスガレイ	4	3	0.05	0.01	0.03	アメリカ、ノルウェー、ロシア
10		カラフトマス	1	0	ND	ND	-	北海道
11		キチジ	1	1	0.03	0.03	0.03	北海道
12		キハダ	1	0	ND	ND	-	石川
13		ギンダラ	3	3	0.07	0.01	0.04	アメリカ
14		クロマグロ	4	3	0.06	0.02	0.03	北海道、茨城、熊本、アイルランド
15		ゴマサバ	4	1	0.03	0.03	0.03	岩手、神奈川、三重、愛媛
16		サケ	1	1	0.01	0.01	0.01	青森
17		サンマ	3	0	ND	ND	-	青森、岩手、千葉
18		シイラ	1	0	ND	ND	-	三重
19		スケトウダラ	1	0	ND	ND	-	青森
20		スルメイカ	4	0	ND	ND	-	北海道、青森、石川
21		タイセイヨウサケ	2	1	0.03	0.03	0.03	チリ、ノルウェー
22		トビウオ	2	0	ND	ND	-	新潟、高知
23		ナガスクジラ	1	1	0.02	0.02	0.02	アイスランド
24		ニシン	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
25		ヒラメ	5	0	ND	ND	-	宮城、茨城、千葉、韓国
26		ホッケ	2	2	0.02	0.01	0.02	北海道
27		マイワシ	4	0	ND	ND	-	北海道、千葉
28		マカジキ	1	0	ND	ND	-	千葉
29		マガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
30		マコガレイ	5	1	0.01	0.01	0.01	青森、岩手、千葉
31		マサバ	8	4	0.08	0.01	0.04	岩手、福島、千葉、石川、福井、大分、アイスランド
32		マダラ	1	0	ND	ND	-	青森
33		ミナミマグロ	1	1	0.01	0.01	0.01	南インド洋
34		メカジキ	3	2	0.11	0.02	0.07	岩手、和歌山、太平洋
35		メバチ	3	0	ND	ND	-	宮崎、太平洋
36		メルルーサ	4	0	ND	ND	-	ニュージーランド
小計			86	26				

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(平成28年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	3	0	ND	ND	-	北海道、岩手
2		アオハタ	3	0	ND	ND	-	山口、長崎
3		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	静岡
4		アカアマダイ	5	0	ND	ND	-	静岡、福井、山口、長崎、鹿児島
5		アカガイ	3	0	ND	ND	-	中国、ロシア
6		アカカマス	7	6	0.12	0.01	0.04	千葉、神奈川、静岡、三重、大分、長崎
7		アカハタ	1	0	ND	ND	-	三重
8		アカムツ	1	1	0.03	0.03	0.03	長崎
9		アカヤガラ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
10		アサリ	5	0	ND	ND	-	北海道、熊本、中国
11		アユ	2	1	0.01	0.01	0.01	愛知
12		イイダコ	1	0	ND	ND	-	佐賀
13		イサキ	4	0	ND	ND	-	東京、山口、長崎
14		イシダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	長崎
15		イズカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
16		イトヨリダイ	3	0	ND	ND	-	鹿児島、熊本
17		イボダイ	1	0	ND	ND	-	三重
18		イワガキ	1	0	ND	ND	-	大分
19		ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア
20		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森、石川
21		ウバガイ	4	0	ND	ND	-	北海道
22		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	-	石川
23	3 ppm	ウメイロ	1	0	ND	ND	-	長崎
24		エゾイソアイナメ	1	0	ND	ND	-	北海道
25		エゾバイ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
26		オキメダイ	2	0	ND	ND	-	ニュージーランド
27		カサゴ	1	0	ND	ND	-	三重
28		カワハギ	1	0	ND	ND	-	福岡
29		カンパチ	2	2	0.02	0.01	0.02	島根、愛媛
30		キダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
31		キチヌ	2	2	0.11	0.08	0.10	大阪
32		キビナゴ	1	1	0.01	0.01	0.01	熊本
33		キンメダイ	6	4	0.08	0.02	0.04	東京、静岡、クック諸島、ニュージーランド
34		クロソイ	2	0	ND	ND	-	青森
35		クロダイ	4	1	0.04	0.04	0.04	千葉、愛知、大阪、鹿児島
36		クロムツ	5	1	0.01	0.01	0.01	東京、長崎
37		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	山口
38		コイ	2	0	ND	ND	-	群馬
39		コウイカ	3	0	ND	ND	-	千葉、兵庫
40		コシヨウダイ	2	1	0.02	0.02	0.02	愛媛、長崎
41		コノシロ	2	2	0.05	0.01	0.03	千葉、韓国
42		コロダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
43		サーモントラウト	1	0	ND	ND	-	チリ
44		サクラエビ	1	0	ND	ND	-	台湾
45		サヨリ	1	1	0.02	0.02	0.02	神奈川
46		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
47		サワラ	6	5	0.12	0.01	0.06	岩手、富山、徳島、高知、韓国
48		シバエビ	1	0	ND	ND	-	佐賀
49		シマアジ	3	3	0.03	0.01	0.02	三重、愛媛
50		シラウオ	1	1	0.04	0.04	0.04	中国
51		シロギス	1	0	ND	ND	-	愛知
52		シログチ	3	1	0.01	0.01	0.01	青森、兵庫、熊本
53		シロツブ	1	0	ND	ND	-	ロシア
54		スズキ	15	12	0.24	0.05	0.10	宮城、千葉、東京、神奈川、福井、大阪

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(平成 28 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
55		タイラギ	3	0	ND	ND	-	愛知、韓国
56		タカベ	2	0	ND	ND	-	東京
57		タチウオ	2	1	0.02	0.02	0.02	徳島、パキスタン
58		チダイ	3	0	ND	ND	-	青森、愛媛、鹿児島
59		トクビレ	1	1	0.02	0.02	0.02	北海道
60		ドジョウ	1	1	0.03	0.03	0.03	中国
61		ナミガイ	3	0	ND	ND	-	愛知
62		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	-	東京
63		ハマグリ	3	0	ND	ND	-	千葉、中国
64		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	東京
65		ハマチ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
66		ハモ	3	1	0.02	0.02	0.02	兵庫、熊本
67		ヒメダイ	1	0	ND	ND	-	東京
68		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	-	長崎
69	3 ppm	ヒラマサ	2	1	0.05	0.05	0.05	石川、島根
70		ブリ	6	5	0.08	0.01	0.04	青森、千葉、神奈川、三重、大分、長崎
71		ヘダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
72		ハウボウ	2	0	ND	ND	-	大分、長崎
73		ホタテガイ	2	0	ND	ND	-	宮城
74		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	北海道、ロシア
75		ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	-	千葉、長崎
76		マアジ	5	1	0.03	0.03	0.03	秋田、兵庫、山口、長崎
77		マアナゴ	1	1	0.02	0.02	0.02	韓国
78		マガキ	1	0	ND	ND	-	岩手
79	マゴチ	3	2	0.02	0.02	0.02	千葉、大分	
80		マダイ	5	0	ND	ND	-	兵庫、愛媛、佐賀、長崎
81		マトウダイ	2	0	ND	ND	-	北海道、長崎
82		マナガツオ	1	0	ND	ND	-	大分
83		マホヤ	2	0	ND	ND	-	宮城
84		ミズダコ	1	0	ND	ND	-	北海道
85		ムツ	8	2	0.01	0.01	0.01	静岡
86		メジナ	3	0	ND	ND	-	京都、大分、鹿児島
87		メダイ	2	0	ND	ND	-	千葉、静岡
88		メバル	1	0	ND	ND	-	青森
89		メロ	1	0	ND	ND	-	ロシア
90		ヤナギノマイ	1	0	ND	ND	-	北海道
91		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	島根
92		ユメカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
93		ヨロイトチウオ	1	0	ND	ND	-	長崎
94		ワカサギ	1	1	0.03	0.03	0.03	青森
小計			216	65				
魚介類計			302	91				
食品等			160	15				
総計			462	106				

注1 NDは検出限界値 (0.01ppm) 未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

## 第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

## 1 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

## 3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

## 4 調査結果

TBTOについては、126魚種217検体を調査した結果、最大値0.05ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.96ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロロデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(平成28年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	177	23	0.05	0.01	0.02	
クロロデン類	Trans-クロロデン	40	2	0.001	0.001	0.001
	Cis-クロロデン	40	3	0.003	0.001	0.002
	オキシクロロデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ナクロ	40	5	0.011	0.001	0.004
	Cis-ナクロ	40	3	0.002	0.001	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	デルトリソリン	40	0	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	ND	ND	-
その他農薬	16	0	ND	ND	-	

注1 NDは、検出限界値未満のもの  
TPT・その他の農薬：0.01ppm  
クロロデン類・ドリソリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その1)

(平成 28 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
2		カワハギ	3	0	ND	ND	-	三重、福岡、鹿児島
3		カンパチ	4	0	ND	ND	-	高知、鹿児島
4		キジハタ	1	0	ND	ND	-	大分
5		クロマグロ	1	0	ND	ND	-	熊本
6		サーモントラウト	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
7		シマアジ	4	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
8		スズキ	2	0	ND	ND	-	三重、愛媛
9		タイヘイヨウサケ	2	0	ND	ND	-	ノルウェー
10		ノルウェーサーモン	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
11		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	香川
12		ヒラメ	3	0	ND	ND	-	千葉、愛媛、韓国
13		ブリ	6	1	0.05	0.05	0.05	神奈川、高知、愛媛、大分、鹿児島
14		マサバ	2	0	ND	ND	-	大分
15		マダイ	4	0	ND	ND	-	三重、愛媛
16		マハタ	1	0	ND	ND	-	三重
17		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
小計			38	1				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	イワガキ	1	1	0.01	0.01	0.01	大分
2		インドエビ	1	0	ND	ND	-	インド
3		ウシエビ	4	0	ND	ND	-	インド、インドネシア、ミャンマー
4		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
5		オーストラリアタイガー	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
6		クルマエビ	2	0	ND	ND	-	鹿児島、沖縄
7		シロアシエビ	2	0	ND	ND	-	インド、フィリピン
8		天使のエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
9		トコブシ	1	0	ND	ND	-	台湾
10		ハマグリ	1	0	ND	ND	-	三重
11		ホタテガイ	6	0	ND	ND	-	北海道、青森、岩手、宮城
12		マガキ	7	0	ND	ND	-	北海道、岩手、宮城、三重、兵庫
13		マホヤ	2	0	ND	ND	-	宮城
小計			30	1				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	1	0.04	0.04	0.04	北海道
2		アオダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アオハタ	2	0	ND	ND	-	長崎
4		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	熊本
5		アカガイ	1	0	ND	ND	-	中国
6		アカカマス	3	0	ND	ND	-	千葉、愛媛
7		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
8		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	-	大阪
9		アカムツ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
10		アサリ	3	0	ND	ND	-	静岡、熊本
11		イサキ	3	0	ND	ND	-	宮崎、長崎
12		イシガキダイ	1	0	ND	ND	-	宮崎
13		イシガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
14		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
15		イボダイ	1	0	ND	ND	-	兵庫
16		イワガキ	1	0	ND	ND	-	京都
17		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
18		ウチワエビ	1	0	ND	ND	-	長崎
19		ウバガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
20		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
21		カサゴ	1	0	ND	ND	-	宮崎
22		キジハタ	1	0	ND	ND	-	長崎
23		キス	2	0	ND	ND	-	千葉、愛知
24		クロソイ	1	0	ND	ND	-	北海道
25		クロダイ	2	0	ND	ND	-	千葉、鹿児島
26		クロムツ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
27		クロメバル	1	0	ND	ND	-	石川
28		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
29		コチ	1	0	ND	ND	-	石川
30		コノシロ	2	0	ND	ND	-	千葉、佐賀

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成28年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
31	Ⅲ 群	ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	石川
32		サザエ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		サヨリ	1	0	ND	ND	-	大阪
34		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
35		シバエビ	1	0	ND	ND	-	佐賀
36		シマアジ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
37		シロギス	2	0	ND	ND	-	千葉、兵庫
38		スジエビ	1	0	ND	ND	-	中国
39		スズキ	15	0	ND	ND	-	千葉、東京、大阪、京都
40		タイラギ	1	0	ND	ND	-	愛知
41		タチウオ	3	0	ND	ND	-	千葉、愛媛、鹿児島
42		チダイ	2	0	ND	ND	-	山口、長崎
43		ナメタガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
44		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
45		ニベ	1	0	ND	ND	-	熊本
46		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉
47		ハモ	2	0	ND	ND	-	熊本
48		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	岩手
49		ブリ	1	0	ND	ND	-	三重
50		ハウセキハタ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
51		ハウボウ	2	0	ND	ND	-	長崎、鹿児島
52		ホッケ	2	0	ND	ND	-	北海道
53		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
54		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
55		マアジ	1	0	ND	ND	-	静岡
56		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	宮城
57		マイワシ	2	0	ND	ND	-	三重、大阪
58		マガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
59		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
60		マゴチ	2	0	ND	ND	-	千葉
61		マサバ	2	0	ND	ND	-	静岡、石川
62		マツカワ	1	0	ND	ND	-	北海道
63		ムツ	8	0	ND	ND	-	静岡
64		ムラサキガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
65		メイチダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
66		メダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
67		メバル	1	0	ND	ND	-	岩手
68		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	青森
小計			112	1				
1	Ⅳ 群	アイナメ	1	0	ND	ND	-	岩手
2		アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
4		イワシ	1	0	ND	ND	-	千葉
5		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	青森
6		カサゴ	1	0	ND	ND	-	宮崎
7		カツオ	2	0	ND	ND	-	千葉、長崎
8		キハダ	1	0	ND	ND	-	千葉
9		キンメダイ	3	0	ND	ND	-	千葉、東京、静岡
10		クロムツ	2	0	ND	ND	-	東京、長崎
11		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	千葉
12		サワラ	2	0	ND	ND	-	石川、三重
13		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
14		スズキ	1	0	ND	ND	-	千葉
15		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	北海道
16		タカベ	1	0	ND	ND	-	東京都
17		チダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
18		トビウオ	1	0	ND	ND	-	宮城
19		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
20		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	東京
21		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	神奈川
22		マアジ	2	0	ND	ND	-	島根、大分
23		マイワシ	3	0	ND	ND	-	北海道、千葉、富山
24		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	青森
25		マサバ	2	0	ND	ND	-	千葉、長崎
26		メダイ	1	0	ND	ND	-	千葉
27		メジナ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
28		メダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
小計			37	0				
総計			217	3				

注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

**第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）**

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

平成 28 年度の調査結果は以下のとおりである。

**1 調査方法**

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ各 8 検体、マコガレイ 3 検体、  
貝類：アサリ、ホンビノスガイ各 3 検体  
計 33 検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場 1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場 2」という。）及び羽田空港南側沿岸  
イ 貝 類：三枚洲、羽田沖

(3) 採取方法

魚類は刺網により、アサリはジョレン等を用いて採集した。なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ及びマコガレイは皮付き）約 1kg を、貝類は、むき身約 1kg を 1 検体とした。なお、単一の個体で 1kg を確保できない場合は、複数の個体の合計で約 1kg とし、1 検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表 2-8-7 のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-8 のとおり。

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成 10 年 9 月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が 50～120% の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。ブランク試料に PCB 標準物質を添加し、添加回収試験を行った。

(イ) TBT、TPT

Analyst, 123, 329-335(1998)に準じた。試料にサロゲート内標準物質を添加し、添加回収試験を行った。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和 62 年 5 月）に準じた。試料に標準物質及びサロゲート内標準物質を添加し、添加回収試験を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル(平成 10 年 10 月)に準じた。試料に標準物質及びサロゲート内標準物質を添加し、添加回収試験を行った。

添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成 27 年度版）に基づき、標準物質の回収率は 70～120%、サロゲート法ではサロゲート内標準物質の回収率を 50～120% を目安とし、概ね良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法



## エ 脂肪含有量

## (7) 分析機関

五訂日本食品標準成分表によるソックスレーエ

東京都健康安全研究センター

ーテル抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類	項目名	検出下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	検出下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9 (個別検体の検査結果)、表 2-8-10 (魚種毎、採取地点毎の平均値) のとおりであった

(2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限値未

満だった物質は検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。)。また、これらの経年変化は、図 2-8-1 及び図 2-8-2 のとおりである。

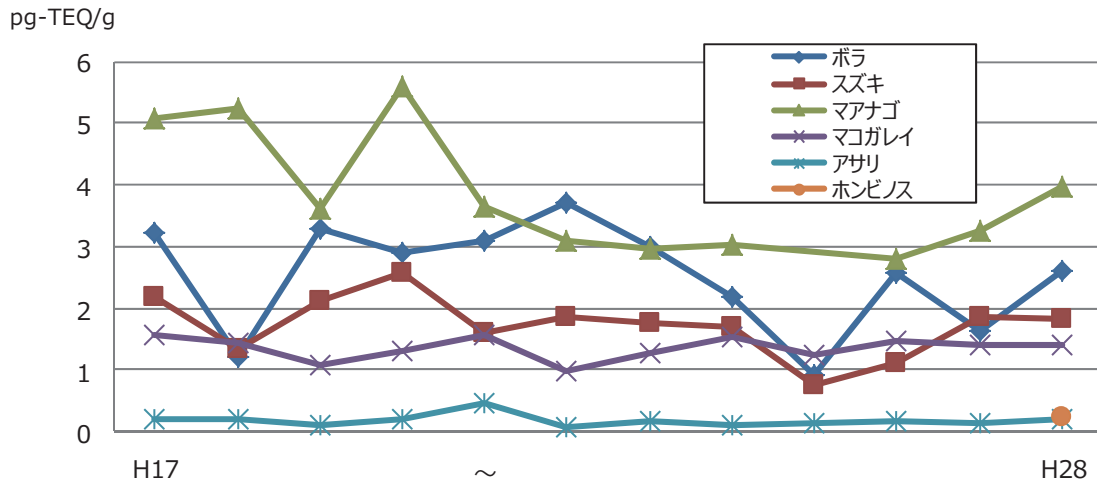


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

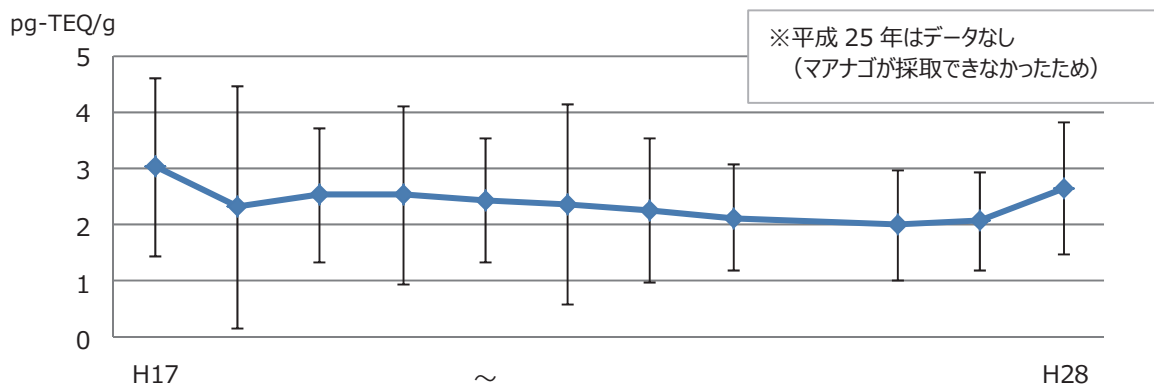


図 2-8-2 東京湾産魚類のダイオキシン濃度の推移 (アサリを除く 4 魚種の平均±SD)

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11 (個別検体の検査結果)、表 2-8-12 (魚種毎の平均値) のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 2.64 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.21 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。今年度、三枚洲の調査対象をアサリからホンビノスガイに変更したが、大きな差はみられなかった。

ウ 「平成 28 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査結果」（トータルダイエット調査）によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.50 pg-TEQ/kg・bw/day（このうち魚介類由来は 0.43 pg-TEQ/kg・bw/day）である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量（魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。）は、0.95 pg-TEQ/kg・bw/day であった（表 2-8-13）。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量（0.011 pg-TEQ/kg・bw/day）を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-3 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、緩やかな減少傾向を示している。これは、東京湾産を含め、魚介類から検出されるダイオキシン類濃度の減少や、都民の魚介類の摂取量の減少などの要因が影響していると考えられる。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位：pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (H28)	本試算による摂取量
<b>食事全体からの摂取量</b>	<b>0.50</b>	<b>0.95<sup>※1</sup></b>
④内海内湾産魚介類由来	0.07 <sup>※1</sup>	0.52 <sup>※1</sup>
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.36 <sup>※1</sup>	0.36 <sup>※1</sup>
⑥魚介類以外の食品群由来	0.07	0.07

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚介類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

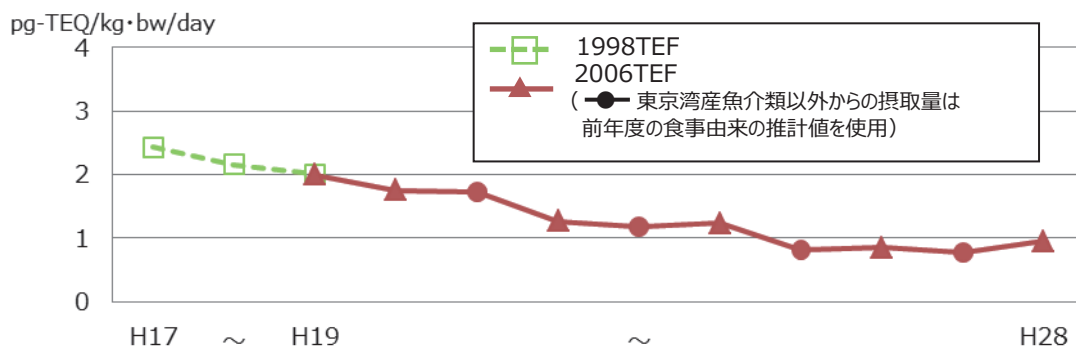


図 2-8-3 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取量

(農林水産省・平成26年食料需給表)

内海内湾 : 861千トン

遠洋沖合 : 1,987千トン

(イ)都民の魚介類摂取量(一日体重50kg当たり)

魚介類 : 62.9(g/day)

(内訳)生魚介類 : 41.7(g/day)(このうち魚

類 : 32.8(g/day))

魚介加工品 : 21.3(g/day)

(ウ)内海内湾魚介類の摂取量

$$32.8 \text{ (g/day)} \times 861 / (861 + 1,987) \div 9.9 \text{ (g/day)}$$

(エ)内海内湾魚介類(東京湾産魚類と仮定)由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$$[\text{魚類全体} \cdot \text{漁場全体のダイオキシン類平均値}] \times ③ \div [\text{体重} 50\text{kg}] = 2.64 \text{ (pg-TEQ/g)} \times 9.9 \text{ (g/day)} \div 50 \text{ (kg} \cdot \text{bw)} = 0.52 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$$[\text{トータル} \cdot \text{エット調査による魚介類由来ダイオキシン類}] \times [\text{魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比}] = 0.43 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)} \times (62.9 - 9.9) \text{ (g)} / 62.9 \text{ (g)} = 0.36 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$$[\text{トータル} \cdot \text{エット調査による食事由来ダイオキシン類}] - [\text{トータル} \cdot \text{エット調査による魚介類由来ダイオキシン類}] = 0.50 - 0.43 = 0.07 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$$

(キ)食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$(エ) + (オ) + (カ) = 0.52 + 0.36 + 0.07 = 0.95 \text{ (pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day)}$$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「平成28年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」(平成29年8月東京都福祉保健局)から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCBは全ての検体から検出されたが、いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和47年厚生省)3 ppmを下回った。最も高い検出値は、漁場1で採取したボラ0.175 ppmだった。

イ DDT及びその代謝物は全ての魚類から検出されたが、いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3 ppmを下回った。最も高い検出値は、漁場2で採取したボラ及びスズキの0.041 ppm(DDT及び代謝物の和)だった。貝類からは検出されなかった。

ウ TBT及びTPTは、多くの検体から検出されたが、検出値は、国際機関(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)の評価による一日摂取許容量等と比較して、小さな値であった。最も高い検出値は、TBTが漁場2で採取したスズキ0.014 ppm、TPTが羽田空港南側で採取したマアナゴ0.004 ppmだった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

## 用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μg=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニールの略
TBT	トリブチルスズの略
TPT	トリフェニルスズの略
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においてはμg/g、mg/Kgと同じ意味。
/kg・bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表 2-8-9 ダイオキシン類等量濃度 (ND= LOD/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体番号	魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
				ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	3.3	1.29	0.34	0.95	39	10.1	29
2			5.0	1.85	0.26	1.59	37	5.2	32
3		漁場 1	5.3	4.09	1.30	2.80	77	24.4	53
4			4.7	2.64	0.41	2.23	57	8.7	48
5			5.4	3.71	0.63	3.08	69	11.7	57
6		漁場 2	4.4	2.07	0.33	1.74	47	7.6	39
7			6.6	2.94	0.43	2.51	44	6.5	38
8			4.1	2.34	0.44	1.90	57	10.8	47
9	スズキ	隅田川河口部	3.9	2.53	0.39	2.14	65	10.0	55
10			3.0	1.98	0.32	1.65	66	10.8	55
11		漁場 1	2.0	1.74	0.28	1.46	88	14.2	73
12			2.1	1.09	0.18	0.91	53	8.5	44
13			1.5	1.65	0.21	1.44	111	14.0	96
14		漁場 2	1.7	1.45	0.21	1.24	86	12.4	74
15			2.1	3.03	0.31	2.72	146	15.1	131
16			2.0	1.03	0.22	0.81	52	10.9	41
17	マアナゴ	漁場 2	13.9	4.92	0.92	4.00	35	6.6	28.9
18			12.5	4.64	0.93	3.71	37	7.4	29.7
19		羽田空港南側沿岸	12.0	3.39	0.86	2.52	28	7.2	21.0
20			12.3	3.32	0.81	2.51	27	6.6	20.5
21			11.6	3.21	0.82	2.39	28	7.1	20.7
22			12.6	4.05	0.90	3.15	32	7.2	24.9
23			13.1	3.84	0.92	2.92	29	7.0	22.2
24			14.5	4.36	0.85	3.51	30	5.9	24.2
25	マコガレイ	漁場 1	0.8	1.28	0.27	1.01	159	33	126
26		漁場 2	0.9	2.00	0.34	1.66	232	40	192
27			0.8	0.97	0.19	0.77	128	26	103
28	ホンビノスガイ	三枚洲	0.9	0.21	0.13	0.09	24	14	10
29			1.1	0.30	0.19	0.11	28	18	10
30			0.7	0.18	0.10	0.08	26	14	11
31	アサリ	羽田沖	1.1	0.21	0.11	0.10	20	10	10
32			1.2	0.12	0.06	0.06	10.7	5.5	5.2
33			1.2	0.22	0.13	0.08	18.0	11.0	7.0

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類等量濃度の平均値 (ND= LOD/2、平均)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
ボラ	漁場全体の平均	4.8	2.62	0.52	2.10	53	11	43
スズキ	漁場全体の平均	2.3	1.81	0.27	1.55	83	12	71
マアナゴ	漁場全体の平均	12.8	3.97	0.88	3.09	31	7	24
マコガレイ	漁場全体の平均	0.8	1.42	0.27	1.15	173	33	140
魚類全体の平均		6.0	2.64	0.52	2.12	69	12	56
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.9	0.23	0.14	0.09	26	15	10
アサリ	漁場全体の平均	1.1	0.18	0.10	0.08	16	9	7
貝類全体の平均		1.0	0.21	0.12	0.09	21	12	9

※2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。



表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 (%)	P C B	DDT		DDE, DDD			T B T	T P T	アルキルフェノール類						ベンゾフルノン	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ベンタカロンフェノール	2,4-ジクロロフェノール
					o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			o,p'-DDD	4-n-ベンチルフェノール	4-n-ベンチルフェノール	4-n-ヘキシルフェノール	4-n-ヘキシルフェノール	4-n-ヘキシルフェノール				
ボラ	漁場全体の平均	74.7	4.9	0.120	0.003	0.010	0.000	0.007	0.000	0.003	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-		
スズキ	漁場全体の平均	76.7	2.3	0.108	-	0.000	0.003	0.012	-	0.002	0.010	0.002	-	-	-	-	-	-	-		
マアナゴ	漁場全体の平均	69.7	12.8	0.116	-	0.001	-	0.013	-	0.002	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-		
マコガレイ	漁場全体の平均	79.7	0.8	0.042	-	-	-	0.004	-	-	0.002	0.001	-	-	-	-	-	-	-		
漁類全体の平均		74.4	6.0	0.107	0.001	0.003	0.001	0.010	0.000	0.002	0.004	0.001	-	-	-	-	-	-	-		
おビノサイ	三枚洲	85.0	0.9	0.004	-	-	-	-	-	-	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-		
アサリ	羽田沖	87.6	1.2	0.010	-	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-		
貝類全体の平均		86.3	1.0	0.007	-	-	-	-	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位：ppm(湿重量)

平均は、検出下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。なお、全データが ND だった場合の平均は、「-」と表記した。



## 第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、都では、従来より実態調査を実施しているところである。

平成28年度の調査結果は以下のとおりである。

### 1 調査期間

平成28年4月から平成29年3月まで

### 2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。検査対象物質ごとの検体数、分析方法及び検出下限は、表2-8-13のとおりである。

表2-8-13 検体数

検査対象物質	検体数	検出下限
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	160	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO)	120	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	120	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各40	0.001 ppm

## 3 分析方法

### (1) PCB

衛生試験法注解（2000）準拠法

ブランク試料にPCB標準物質を添加し、回収率が70～120%の許容範囲にあることを確認した。

### (2) TBTO及びTPT

Analyst, 123, 329-335(1998) 改良法（液体クロマトグラフ質量分析法）

ブランク試料にTBTO及びTPTを添加し、回収率が70～120%の許容範囲にあることを確認した。

### (3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法

食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン（H22年12月厚生労働省通知）に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値に適合していることを確認した。

## 4 調査機関

健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科  
有害物化学研究室、農薬分析第二研究室  
一般財団法人 日本冷凍食品検査協会

## 5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-14のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-15～表2-8-17のとおりである。

表2-8-14 平成28年度流通魚介類の実態調査結果

単位：ppm（湿重量）

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均*
PCB		160	131	81.9	0.117	0.008
TBTO		120	15	12.5	0.006	0.000
TPT		120	51	42.5	0.049	0.003
ドリン類	アルドリン	40	0	0.0	—	—
	ディルドリン	40	0	0.0	—	—
	エンドリン	40	0	0.0	—	—
クロルデン類	trans-クロルデン	40	2	5.3	0.001	0.000
	cis-クロルデン	40	3	8.1	0.003	0.000
	オキシクロルデン	40	0	0.0	—	—
	trans-ノナクロル	40	5	14.3	0.011	0.001
	cis-ノナクロル	40	3	8.1	0.002	0.000

※不検出（ND）を0として算出した。

(1) PCB

160 検体中 131 検体 (81.9%) から PCB を検出した。最大値はカマスの 0.117 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類 : 3 ppm、遠洋沖合魚介類 : 0.5 ppm) を下回った。過去 6 年間の経年変化は図 2-8-4 のとおりである。

て」、内海内湾魚介類 : 3 ppm、遠洋沖合魚介類 : 0.5 ppm) を下回った。過去 6 年間の経年変化は図 2-8-4 のとおりである。

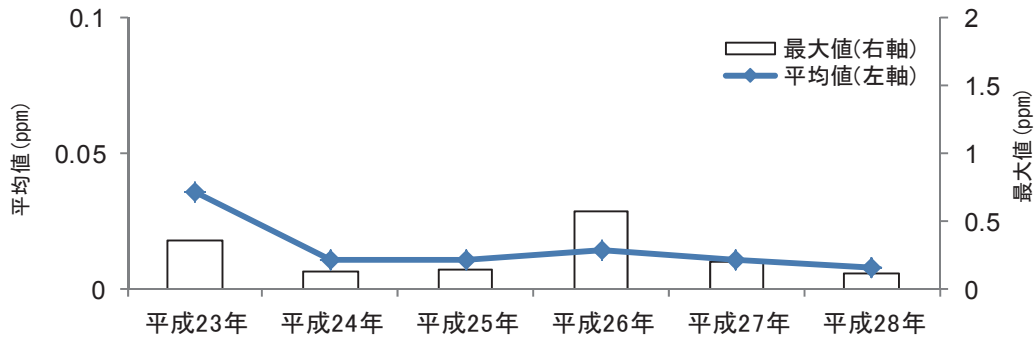


図 2-8-4 PCB 検出値推移 (ND=0)

(2) TBTO

120 検体中 15 検体 (12.5%) から TBTO が検出された。最大値はホタテガイの 0.006 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該ホタテガイを一日当たり 2500 g 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg 体重/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚

介類喫食量は 39.7 g (「平成 27 年東京都民の健康・栄養状況」、調理前の重量として) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。過去 6 年間の経年変化は図 2-8-5 のとおりである。

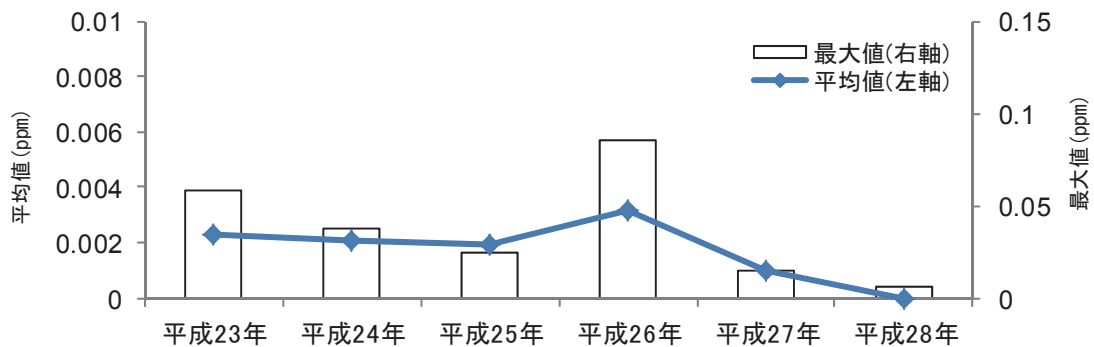


図 2-8-5 TBTO 検出値推移 (ND=0)

## (3) TPT

120 検体中 51 検体(42.5%)から TPT が検出された。最大値はクロマグロの 0.049 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 510 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg 体重/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は

39.7 g (「平成 27 年東京都民の健康・栄養状況」、調理前の重量として) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。過去 6 年間の経年変化は図 2-8-6 のとおりである。

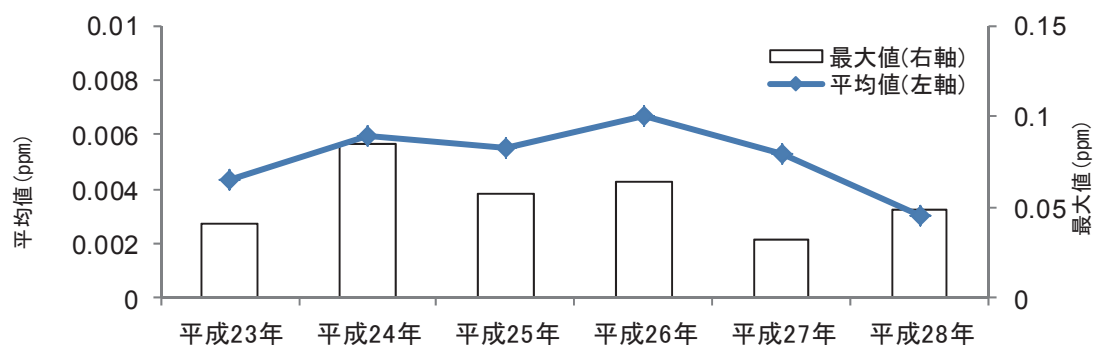


図 2-8-6 TPT 検出値推移 (ND=0)

## (4) 農薬 (ドリン類及びクロルデン類)

40 検体を検査した。

ドリン類は検出されなかった。

クロルデン類のうち、trans-クロルデンが 2 検体から 0.001 ppm、cis-クロルデンが 3 検体から 0.001~0.003 ppm、trans-ノナクロルが 5 検体から 0.001~0.011 ppm、cis-ノナクロルが 3 検体から 0.001~0.002 ppm、それぞれ検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、5 検体からの検出で

あった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm、trans-ノナクロル※及び cis-ノナクロルについては、それぞれ 0.01 ppm) 以内となった。

※検出値の適否については、基準値の一つ下の桁を四捨五入して判断するため、trans-ノナクロルは基準値以内となる。

## 6 まとめ

(1) PCB は 160 検体中 131 検体 (81.9%)、TBTO は 120 検体中 15 検体 (12.5%)、TPT は 120 検体中 51 検体 (42.5%) から検出された。

(2) ドリン類 (3 種類) は検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、trans-クロルデンが 40 検体中 2 検体 (5.3%)、cis-クロルデンが 40 検体中 3 検体 (8.1%)、trans-ノナクロルが 40 検体中 5 検

体 (14.3%)、cis-ノナクロルが 40 検体中 3 検体 (8.1%) から検出された。オキシクロルデンは検出されなかった。

(3) PCB、TBTO、TPT 及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

表 2-8-15 流通魚介類の PCB 検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.003	近	カツオ	0.001	遠	シマアジ	0.010	近	ホンビノスガイ	0.002	近
アイナメ	0.001	近	カツオ	0.003	遠	シログチ	0.008	近	ホンビノスガイ	0.003	近
アオハタ	ND	近	カマス	0.117	近	シログチ	0.011	近	マアジ	0.003	近
アオハタ	0.002	近	カラスガレイ	0.011	遠	シロツブ	ND	近	マアジ	0.003	近
アオメエソ	0.006	遠	カラスガレイ	0.018	遠	スズキ	0.001	近	マアジ	0.003	近
アオメエソ	0.003	遠	カラスガレイ	0.009	遠	スズキ	0.007	近	マアジ	0.003	近
アオリイカ	0.007	近	カンパチ	0.010	近	スズキ	0.054	近	マイワシ	0.002	遠
アカアマダイ	0.005	近	カンパチ	0.020	近	スズキ	0.003	近	マイワシ	0.004	遠
アカアマダイ	0.003	近	ギンダラ	0.070	遠	スルメイカ	0.002	遠	マイワシ	0.004	遠
アカガイ	ND	近	ギンダラ	0.013	遠	スルメイカ	ND	遠	マイワシ	ND	遠
アカカマス	0.010	近	キンメダイ	0.004	近	タイセイヨウサケ	0.003	遠	マガレイ	ND	遠
アカカマス	0.009	近	キンメダイ	0.020	近	タイラギ	ND	近	マコガレイ	0.008	遠
アカカマス	0.057	近	キンメダイ	0.002	近	タカバ	ND	近	マコガレイ	0.012	遠
アカカマス	0.027	近	キンメダイ	0.025	近	タカバ	0.002	近	マコガレイ	0.008	遠
アカガレイ	0.002	遠	クロダイ	0.004	近	タチウオ	0.016	近	マコガレイ	0.001	遠
アカシタビラメ	0.002	遠	クロダイ	0.006	近	チダイ	ND	近	マゴチ	0.001	近
アカハタ	0.003	近	クロマグロ	0.023	遠	チダイ	0.003	近	マサバ	0.005	遠
アサバガレイ	0.001	遠	クロマグロ	0.017	遠	トビウオ	ND	遠	マサバ	0.003	遠
アサリ	ND	近	クロムツ	0.003	近	トビウオ	0.001	遠	マサバ	0.003	遠
アサリ	ND	近	コイ	0.003	近	ナガスクジラ	0.023	遠	マサバ	0.006	遠
アユ	0.011	近	コイ	ND	近	ナミガイ	ND	近	マサバ	0.050	遠
イダコ	0.004	近	コウイカ	0.003	近	ナミガイ	0.002	近	マダイ	0.006	近
イサキ	0.001	近	コウイカ	0.003	近	ハマグリ	0.002	近	マダイ	0.002	近
イサキ	ND	近	コショウダイ	0.003	近	ハマグリ	0.002	近	マダイ	0.002	近
イサキ	0.002	近	コノシロ	0.010	近	ハマグリ	ND	近	マダイ	0.004	近
イサキ	0.002	近	ゴマサバ	0.004	遠	ハモ	0.009	近	マダイ	0.004	近
イシダイ	0.031	近	ゴマサバ	0.004	遠	ハモ	0.008	近	マトウダイ	ND	近
イズカサゴ	ND	近	ゴマサバ	0.030	遠	ヒラスズキ	0.007	近	マトウダイ	0.005	近
イトヨリダイ	0.001	近	ゴマサバ	0.009	遠	ヒラマサ	ND	近	マホヤ	0.004	近
イワガキ	0.002	近	コロダイ	0.004	近	ヒラメ	0.003	近	メカジキ	0.022	遠
イワシクジラ	ND	遠	サーモントラウト	0.003	近	ヒラメ	0.005	近	メジナ	0.004	近
ウシエビ	0.003	近	サクラマス	0.005	近	ヒラメ	ND	近	メダイ	0.004	近
ウシエビ	ND	近	サヨリ	0.017	近	ブリ	0.014	近	メバチ	ND	遠
ウスメバル	0.001	近	サワラ	0.004	近	ブリ	0.041	近	メバル	0.004	近
ウバガイ	ND	近	サワラ	0.014	近	ブリ	0.011	近	メルルーサ	0.003	遠
ウメイロ	0.002	近	サンマ	0.003	遠	ブリ	0.077	近	メルルーサ	ND	遠
オキメダイ	0.002	近	サンマ	0.004	遠	ヘダイ	0.003	近	メルルーサ	0.001	遠
オキメダイ	0.006	近	サンマ	0.006	遠	ホウボウ	0.003	近	メロ	0.006	近
カツオ	0.002	遠	シバエビ	ND	近	ホタテガイ	ND	近	ヤナギノマイ	0.001	近
カツオ	ND	遠	シマアジ	0.010	近	ホッコクアカエビ	ND	近	ヤリイカ	0.001	近

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。  
 内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-16 平成 28 年度流通魚介類の T B T O 及び T P T 検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	
	TBTO	TPT
アイナメ	ND	ND
アオダイ	ND	0.004
アオハタ	ND	0.011
アオリイカ	ND	0.001
アカカマス	0.001	0.01
アカガレイ	ND	ND
アカムツ	ND	0.025
アサリ	ND	ND
イサキ	ND	0.005
イサキ	ND	0.012
イシガキダイ	ND	0.002
イトヨリダイ	ND	ND
イボダイ	ND	ND
イワガキ	0.001	ND
ウシエビ	ND	ND
ウシエビ	ND	ND
ウシエビ	ND	ND
ウスメバル	ND	ND
ウチワエビ	ND	ND
エゾアワビ	ND	0.001
オーストラリアタイガー	ND	ND
カサゴ	ND	0.001
カサゴ	ND	0.002
カツオ	ND	0.017
カマス	0.001	0.009
カワハギ	ND	ND
カワハギ	ND	ND
カンバチ	ND	ND
カンバチ	ND	0.006
キジハタ	ND	0.002
キジハタ	ND	0.002
キス	ND	ND
キビレ	ND	0.002
キンメダイ	ND	0.012
キンメダイ	ND	0.007
クルマエビ	ND	ND
クルマエビ	ND	ND
クロソイ	ND	0.009
クロマグロ	0.002	0.049
クロムツ	ND	0.023

魚種	検出値	
	TBTO	TPT
クロムツ	ND	0.01
ケンサキイカ	ND	ND
サーモントラウト	ND	ND
サザエ	ND	ND
サヨリ	ND	0.001
サラガイ	ND	ND
サワラ	ND	0.019
サンマ	ND	ND
シマアジ	ND	ND
シマアジ	ND	0.005
シマアジ	ND	ND
シロギス	ND	0.002
シロギス	ND	0.002
スズキ	ND	0.008
スズキ	ND	ND
スズキ	ND	ND
スズキ	0.003	0.007
スルメイカ	ND	0.001
タイセイヨウサケ	ND	ND
タイセイヨウサケ	ND	ND
タイラギ	0.003	ND
タカベ	ND	ND
タチウオ	ND	0.002
タチウオ	0.003	0.003
チダイ	ND	ND
チダイ	ND	ND
ツブガイ	ND	ND
テンジククルマエビ	ND	ND
天使のエビ	ND	ND
トコブシ	ND	ND
トビウオ	ND	ND
ニシン	ND	0.003
バナメイエビ	ND	ND
バナメイエビ	ND	ND
ハマグリ	0.002	ND
ハマグリ	ND	ND
ハモ	ND	0.004
ヒラマサ	ND	ND
ヒラマサ	ND	0.003
ヒラメ	ND	0.002

魚種	検出値	
	TBTO	TPT
ヒラメ	ND	0.003
ヒラメ	ND	0.004
ブリ	ND	0.004
ブリ	0.003	ND
ブリ	ND	0.013
ブリ	ND	0.016
ブリ	ND	ND
ホウセキハタ	ND	ND
ホウボウ	ND	ND
ホウボウ	ND	ND
ホタテガイ	ND	ND
ホタテガイ	ND	ND
ホタテガイ	0.006	ND
ホッキガイ	ND	ND
ホッコクアカエビ	ND	ND
ホンビノスガイ	0.003	ND
マアジ	ND	0.002
マアナゴ	ND	0.003
マイワシ	ND	0.002
マイワシ	ND	0.003
マイワシ	ND	ND
マガキ	0.001	ND
マガキ	ND	ND
マガキ	0.004	ND
マコガレイ	ND	ND
マゴチ	ND	0.002
マサバ	ND	ND
マサバ	ND	0.005
マサバ	0.001	0.017
マダイ	ND	ND
マダイ	0.001	ND
マダイ	ND	0.002
マツカワガレイ	ND	0.001
マハタ	ND	ND
マボヤ	ND	ND
ミナミマグロ	ND	ND
ムラサキガイ	ND	ND
メイチダイ	ND	ND
メダイ	ND	ND
メバル	ND	ND

表 2-8-17 平成 28 年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	ディルトリン	エンドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	t-ノナクロル	c-ノナクロル
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウシエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウバガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
オキメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カツオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カマス	ND	ND	ND	0.001	0.002	ND	0.004	0.002
カラスガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カンパチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ギンダラ	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	0.011	0.001
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
コイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コウイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ゴマサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コロダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ナミガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマグリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
ブリ	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.004	0.002
ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マコガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マホヤ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

## 第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京地域センターを通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

### 1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

### 2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

### 3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

### 4 検査結果（表2-8-18）

180品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、2品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-19のとおり。

表2-8-18 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	180	20
検出品目数	130	2
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.25	ND - 1

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-19 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (13種類)	殺虫剤 (11種類)	EPN、エチオン、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	エディフェンホス
	除草剤 (1種類)	ピペロホス
カーバメート系農薬 (9種類)	殺虫剤 (8種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (27種類)	殺虫剤 (8種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、プロフェジン
	殺菌剤 (17種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレスキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種)		臭素

## 第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	8,207件
指示・文書指導	1件



## 2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成28年度は1,740店舗を調査し、32件の指導を行った。

## 3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	18回
消費生活調査員研修会	3回

## 4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

### (1) 食品の適正表示推進者育成講習会

#### ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

#### イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(28年8月3日)	都庁大会議場	456人
第2回(29年2月15日)	都庁大会議場	287人
計		743人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

### (2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

#### ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

#### イ 講習会の内容

- (ア) セブン-イレブン・ジャパンにおける「食品表示」に対する取り組み/株式会社セブン-イレブン・ジャパン Q&A室
- (イ) 問合せ事例の紹介及び解説/東京都福祉保健局・生活文化局 職員

表2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
28年11月2日	練馬区立練馬文化センター	521人

## 第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

### 1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

#### (1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

#### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

#### (3) 実施及び分析機関

民間検査機関

#### (4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑

定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった 20 件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	168 件	32 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

50件中1件は「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果であった。この1件は、健康安全研究センター食品監視第一課で調査を実施するとともに、関係部署に情報提供を行った。

また、その他の49件は「黒毛和種である可能性が高い」という判定結果であった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	49 件	1 件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。  
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7)

(1) 分析対象の80検体のうち、1検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、5%未満の含有量であり、5%以上の検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した1検体について、分別流通生産管理(IPハンドリング)※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IP  
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混  
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表  
示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(平成 28 年度)

対 象 品 目	検体数	検 査 結 果			
		検 出 せ ず	5%未満 検 出	5%以上 検 出	検 査 不 能 <sup>※</sup>
大 豆 加 工 品	豆腐	13	13		
	豆乳類	2	2		
	大豆水煮	4	4		
	きな粉	6	6		
	凍豆腐	3	3		
	その他の大豆加工品	12	10	1	1
	小 計	40	38	1	1
と う も ろ こ し 加 工 品	スナック菓子	7	7		
	スイートコーン	13	13		
	コーンスープ	13	13		
	ポップコーン	7	7		
	小 計	40	40		
合 計	80	78	1	1	

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

**第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化**

国民の健康の保護及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられた（経過措置期間及び一部省略規定あり）。

食品表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、事業者の責任において、科学的根拠に基づく機能性を、販売前に消費者庁に届出をすることにより表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品表示法においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

**1 相談指導等**

栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」やホームページ等により、制度の普及啓発とともに、表示適正化のための相談指導等を食品監視課及び保健所で行っている。

また、保健所では、表示に関する講習会を実施するとともに、多摩地域及び島しょ地域の販売施設等における、容器包装及び広告等の監視指導を行っている。

平成28年度の相談件数は、1321件であった（食品監視課及び都保健所における実施件数。区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

**2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導**

事業者に対し、申請に係る相談指導及び消費者庁長官への表示許可申請の経由事務を行っている。

また、許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

**3 収去検査**

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

- (1) 対象品目
  - 栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品
- (2) 収去実施場所
  - 多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設
- (3) 検査項目
  - ア 表示内容検査
  - イ 栄養成分検査
- (4) 検査実施機関
  - ア 表示内容検査 都保健所
  - イ 栄養成分検査 健康安全研究センター
- (5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、不適正な表示が認められたのは、表示内容検査で6品目、栄養成分検査で7品目であった。不適正表示については表示責任者である本社等を所管する自治体宛てに通報、指導依頼を行った。

表 2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成28年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正 <sup>※</sup>		
			合 計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	1	1	0	-	-
栄養表示食品	49	38	11	6	7

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第10節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

### 第2 平成28年度の主な取組

#### (1) 食品営業者への認証取得支援

ア 「自主的衛生管理段階的推進プログラム(※)」を活用した衛生水準の点検確認と技術的助言を実施した。  
(自主的衛生管理向上実地講習 264施設)

イ 都認証取得の要件となる衛生管理マニュアルの作成手順等を情報提供し、マニュアルの作成を支援するセミナーを認証区分別に実施した。(全6回)

※自主的衛生管理段階的推進プログラム：都認証取得を目指す前段階の取組について、レベルに応じた3つのステップ（エントリー、1st、2nd ステージ）を設定し、その達成段階を評価する制度

#### (2) 制度の普及

認証制度のさらなる活用の推進を目的として、下記の取組を行った。

ア 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出席し、普及啓発を行った。(26回)。

イ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行い、周知を図った。

ウ 東京に観光で訪れる日本人及び外国人に、東京都の取組を紹介するため、雑誌への広告の掲載並びにスマートフォンに対応したホームページを作成した。

#### (3) 認証施設の公表(表2-10)

指定審査事業者から新たに報告のあった187施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。  
平成28年度末の公表施設は805施設となった。

表2-10 (平成28年度末)

認証区分	認証施設数
給食	71
調理	518
製造	130
加工	26
販売	58
氷雪販売	1
魚介類せり売	1
合計	805

#### (4) 認証取得施設へ支援

認証施設の更なるスキル向上を図るためのフォローアップ講習会、認証施設が抱える個々の課題に対する個別指導を実施した。

#### (5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

## 第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成28年度の自主回収情報の公表

平成28年4月から平成29年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において99件の自主回収情報の公表を行った(表2-11)。

表2-11 自主回収情報の内訳

(平成28年4月～平成29年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	99	17	26	21	4	31
魚介類	2			2		
冷凍食品	5					5
肉・卵類	3	1		1	1	
乳類	1					1
農産物	2					2
菓子類	39	5	16	8	1	9
飲料	6		3			3
器具類	3					3
その他*	38	11	7	10	2	8

※ 弁当、調味料など

## 第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (平成 28 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,181	13,681	24,862
表示	1,817	993	2,810
規格・基準	864	506	1,370
食中毒	4,773	1,214	5,987
残留農薬	773	258	1,031
輸入食品	325	178	503
添加物	357	198	555
新規開発食品	10	8	18
食用の可・不可に関する疑義	1,011	410	1,421
マスコミ報道に関する事項	1,345	353	1,698
その他 <sup>注</sup>	5,976	5,222	11,198
合計	28,432	23,021	51,453

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・食品中の放射性物質
- ・食物アレルギー 等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (平成 28 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	6	2,002
食品衛生街頭相談	3	651
合計	9	2,653

## 第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(平成 28 年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	23	89,400
食品関係営業許可申請の手引き (リーフレット)	1	5,300
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	1,000
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	900
給食の供給を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	900
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	1,000
自動車関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	1,200
臨時出店者が出店する場合には… (リーフレット)	1	2,700
大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準基本編(パンフレット)	1	4,000
栄養成分表示ハンドブック(パンフレット)	1	5,000
御存知ですか？東京都食品衛生自主管理認証制度 ～東京の「食べる」を守るマイスター～2017年版 (リーフレット)	1	4,000
東京でお肉料理を楽しもう！～美味しく安全な食を提供する秘密 ～英語版 (リーフレット)	1	5,350
東京でお肉料理を楽しもう！～美味しく安全な食を提供する秘密 ～中国語(簡体字)版 (リーフレット)	1	1,350
東京でお肉料理を楽しもう！～美味しく安全な食を提供する秘密 ～中国語(繁体時)版 (リーフレット)	1	1,050
東京でお肉料理を楽しもう！～美味しく安全な食を提供する秘密 ～韓国語版 (リーフレット)	1	650
食中毒防止対策 (ポスター)	1	6,000
手洗いポスター (ポスター)	1	3,000
有毒魚による食中毒予防 (リーフレット)	1	6,000
家庭園芸による食中毒予防 (リーフレット)	1	7,000
身近にある有毒植物 (パンフレット)	3	16,000
食肉による食中毒予防(消費者向け) (リーフレット)	1	10,000
食肉による食中毒予防(事業者向け) (リーフレット)	1	10,000
「健康食品 ウソ?ホント?」(パンフレット)	1	3,000
情報誌等(都保健所)	33	130,242
情報誌等(健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	13	108,800
合計	69	328,442



## 第4 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(平成 28 年度)

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	25	1,878	12	2,820	37	4,698	
営業者	合計	366	15,292	185	5,642	551	20,934	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	4	642	4	664	8	1,306
		集団給食	19	1,396	-	-	19	1,396
		責任者	30	3,728	-	-	30	3,728
		その他	1	66	-	-	1	66
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	78	1,667	-	-	78	1,667
		業種・業態別	60	1,633	76	2,385	136	4,018
		集団給食	47	1,949	3	127	50	2,076
		責任者	21	561	-	-	21	561
		その他	101	3,554	-	-	101	3,554
	その他 <sup>注3</sup>	12	5	102	2,466	107	2,562	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

## 2 その他の講習会等

## (1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成28年11月14日

場所 セシオン杉並

参加人数 434名

内容 ・食品の栄養表示について  
・輸入食品等の安全性確保について

## (2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成28年12月8日

場所 練馬文化センター

参加人数 741名

内容 ・法令解説  
・「機能性表示食品」適正広告自主基準について  
・事例紹介

## 第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を以下のとおり実施している。

### 1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

平成28年度は、「健康食品との上手な付き合い方～今だからこそ、機能性表示食品を考える～」をテーマに9月16日に開催した（204名が参加）。

また、平成27年度からは、食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、公募した都民を対象に講義や少人数のグループワーク等を行う「食の安全都民フォーラム 食の安全都民講座」を実施している。

表 2-12-5 平成28年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	参加者数
第1回	6月23日	どうして起きる？食中毒～食中毒事例から食品の安全を考える～	・講義 ・グループワーク	30人
第2回	11月24日	今日から実践！ノロウイルス対策	・講義 ・実験	32人
第3回	1月24日	どう見る？食品表示～食品表示の見方考える～	・講義 ・演習	65人
第4回	3月2日	みんなで学ぼう医食同源～くすり・健康食品との上手な付き合い方～	・講義	44人
第5回	3月29日	これ食べられる？身近にある有毒植物	・講義 ・園内見学	37人

### 2 食の安全都民フォーラム 食の安全調査隊

平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動による、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成28年度は、「「輸入食品の安全性」についてみんなで考えよう！～」をテーマに、32名の参加者により、4回の活動を実施した。

## 第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 平成28年7月29日

場所 健康安全研究センター

参加人数 37名

内容 「食品を科学しよう！」をテーマにした実験

- ・身近な食品の酸性・アルカリ性を調べる実験、食品添加物を用いた実験

## 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

### 1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成28年度の閲覧件数は、延べ511万件であった。

平成29年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

### 2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成29年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ、薬の救Q箱及び印刷物関係等である。平成28年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会が評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。平成28年度の閲覧件数は、延べ354万件であった。

### 3 保健所等のホームページ

平成28年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は延べ449万件であった。

### 4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成29年3月末の読者数は5,861人であった。

## 第13節 その他の事業

### 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成28年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成28年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成27年度	22,202	667.3	8,477	254.4	13,725	412.9	0	0.0		
平成28年度総計	23,862	717.7	8,071	242.3	15,791	475.4	0	0.0		
内訳	平成28年	4月	2,316	70.0	415	12.5	1,901	57.5	0	0.0
		5月	1,570	47.1	316	9.5	1,254	37.6	0	0.0
		6月	1,556	46.8	520	15.6	1,036	31.2	0	0.0
		7月	2,095	62.9	580	17.4	1,515	45.5	0	0.0
		8月	1,631	49.0	995	29.9	636	19.1	0	0.0
		9月	2,755	82.7	1,669	50.1	1,086	32.6	0	0.0
		10月	1,972	59.1	481	14.4	1,491	44.7	0	0.0
		11月	2,204	66.1	1,214	36.4	990	29.7	0	0.0
	12月	1,933	58.0	491	14.7	1,442	43.3	0	0.0	
	平成29年	1月	1,323	39.7	306	9.2	1,017	30.5	0	0.0
		2月	1,667	50.1	245	7.4	1,422	42.7	0	0.0
3月		2,840	86.2	839	25.2	2,001	61.0	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

## 第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

## 1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 28 年度)

		平成 28 年									平成 29 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	1	2	0	1	30	12	2	0	0	0	48
	利用人数	0	0	110	17	0	59	1,562	861	271	0	0	0	2,880
中学校	学校数	9	10	7	0	0	2	0	1	0	0	4	0	33
	利用人数	1,116	1,058	822	0	0	170	0	165	0	0	407	0	3,738
高等学校	学校数	0	1	3	2	1	0	1	1	7	6	3	3	28
	利用人数	0	44	429	18	19	0	249	43	655	387	179	54	2,077
養護学校等	学校数	0	2	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	8
	利用人数	0	29	0	0	0	36	57	0	0	0	0	0	122
合計	学校数	9	13	11	4	1	7	33	14	9	6	7	3	117
	利用人数	1,116	1,131	1,361	35	19	265	1,868	1,069	926	387	586	54	8,817

## 2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 28 年度)

		平成 28 年									平成 29 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	6	1	0	7	31	26	4	0	0	0	75
	利用人数	0	0	434	84	0	747	2,486	1,785	241	0	0	0	5,777
中学校	学校数	53	72	64	15	1	10	10	8	4	4	5	0	246
	利用人数	4,904	9,230	10,833	2,211	37	1,630	1,138	680	516	555	700	0	32,434
高等学校	学校数	0	4	4	1	0	8	14	4	16	10	4	0	65
	利用人数	0	687	560	85	0	1,387	2,557	524	2,260	2,062	478	0	10,600
養護学校等	学校数	0	6	0	0	0	10	13	8	1	0	0	0	38
	利用人数	0	197	0	0	0	274	376	164	34	0	0	0	1,045
合計	学校数	53	82	74	17	1	35	68	46	25	14	9	0	424
	利用人数	4,904	10,114	11,827	2,380	37	4,038	6,557	3,153	3,051	2,617	1,178	0	49,856